

# 第4期 国東市地域福祉計画

---

国東市成年後見制度利用促進計画

国東市再犯防止推進計画



人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり

令和5年3月

国東市

# はじめに

---



近年、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、社会構造の変化等により、これまで家庭や地域が持っていた、ともに支え合う・助け合う相互扶助機能が低下しています。

また、高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加はもとより、引きこもりの長期化などに起因するいわゆる「8050問題」、子育てと親の介護が重なる「ダブルケア」及び家族をケアする子ども・若者による「ヤングケアラー」など新たな社会問題も発生しており、生活上の支援を必要とする人の増加が予想されます。

このような中で、地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さまが、行政と一緒に地域の課題を解決していくことが大切であり、地域の皆さまの主体的な関わりと協力が必要です。

このたび、第3期地域福祉計画の計画期間が終了することから、上位計画である第3次国東市総合計画に掲げられた将来像や総合戦略プロジェクトなどを念頭に、第3期地域福祉計画の取組状況や市民意識調査などにより、明らかになった課題等を踏まえ「第4期国東市地域福祉計画」を策定いたしました。今後は、この第4期計画に基づき、地域の「困りごと」を解決し誰もが明るく楽しく暮らせる新しい国東のまちづくりを目指してまいります。本計画の推進にあたりましては、市民の皆さまをはじめ、地域で活動されている関係団体と行政とが連携して、参加と協働により各事業の実施に取り組むことが必要であると考えております。今後とも、皆さまの地域福祉の推進へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、広く市民の皆さまから貴重なご意見をいただきとともに、国東市地域福祉計画策定委員の方々には、熱心にご審議いただきました。ご協力をいただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

国東市長 松 井 督 治

---

# も く じ

---

## 第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	5
4 計画期間	5
5 計画策定の体制	8
6 第 3 期計画の取り組みと今後の課題	9

## 第 2 章 国東市の概況

1 人口・世帯の状況	2 1
2 要介護高齢者・障がいのある人の状況	2 8
3 社会資源の状況	3 1

## 第 3 章 国東市の地域福祉を取り巻く状況

1 市民意識調査の実施概要	3 9
2 地域福祉の現状・課題	4 0

## 第 4 章 計画の基本事項

1 基本理念	4 6
2 基本目標	4 7
3 取り組みの体系	4 8
4 重点施策	4 9

## 第 5 章 具体的な取り組みと役割分担

1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり	5 3
2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	6 4
3 支え合い・助け合いの地域づくり	7 8

## 第 6 章 計画の推進・評価

1 協働による計画の推進	9 5
2 地域福祉推進体制の整備	9 6

資料編	9 8
-----	-----



# 第 1 章 計画の策定にあたって

---

- 1 計画の趣旨
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画策定の体制
- 6 第3期計画の取り組みと今後の課題

## 1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化等の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く状況が大きく変化するなか、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

また、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア<sup>※</sup>・ヤングケアラー<sup>※</sup>、8050問題<sup>※</sup>、老老介護・認認介護<sup>※</sup>、ごみ屋敷など様々な生活課題も発生しています。青少年や中年層においても生活不安とストレスを抱える人が増え、子育て家庭の孤立、引きこもりや児童虐待の増加など新しい社会問題も発生しています。

このような背景から、地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さまが、行政と一緒に地域の課題を解決していくことが大切であり、地域の皆さまの主体的な関わりと協力が必要です。地域の皆さまで共に支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するため、これまでも「国東市地域福祉計画」（平成20年度～24年度）、「第2期国東市地域福祉計画」（平成25年度～平成29年度）及び「第3期国東市地域福祉計画」（平成30年度～令和4年度）を策定しさまざまな施策を展開してきたところです。

国は、複雑な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

市としても「地域共生社会」の実現に向け、家庭や地域住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体、NPO等、地域に関わるさまざまな担い手と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

本計画は「第3期国東市地域福祉計画」が令和4年度に終了するにあたり、社会状況の変化や地域ニーズの多様化、地域共生社会の実現に向けて必要な見直しを行い、「第4期国東市地域福祉計画」として策定するものです。

**※ダブルケア**：近年の晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある世帯が子育てと親の介護を同時に抱えている状態をいいます。

**※ヤングケアラー**：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

**※8050問題**：80歳代の高齢の親と、無職独身の子どもが同居する世帯が、社会的孤立を深めることで必要な支援につながらない問題をいいます。

**※認認介護**：高齢の認知症患者の介護を同じく認知症である高齢の家族が行うことをいいます。

## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、私たちが共に暮らすこの地域において、安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域課題の解決に取り組む考え方を指します。

私たちが暮らすこの地域は、急速な少子高齢化と人口減少の状況下にあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実にさまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などが、その大きな担い手として活躍しています。

私たちは、生きていく限り、年をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちを対象としたものではなく、生活のさまざまな場面で誰もが「福祉」に関わって生きていくと言えます。

今後、少子高齢化のさらなる進行や近所づきあいの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、さまざまな課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

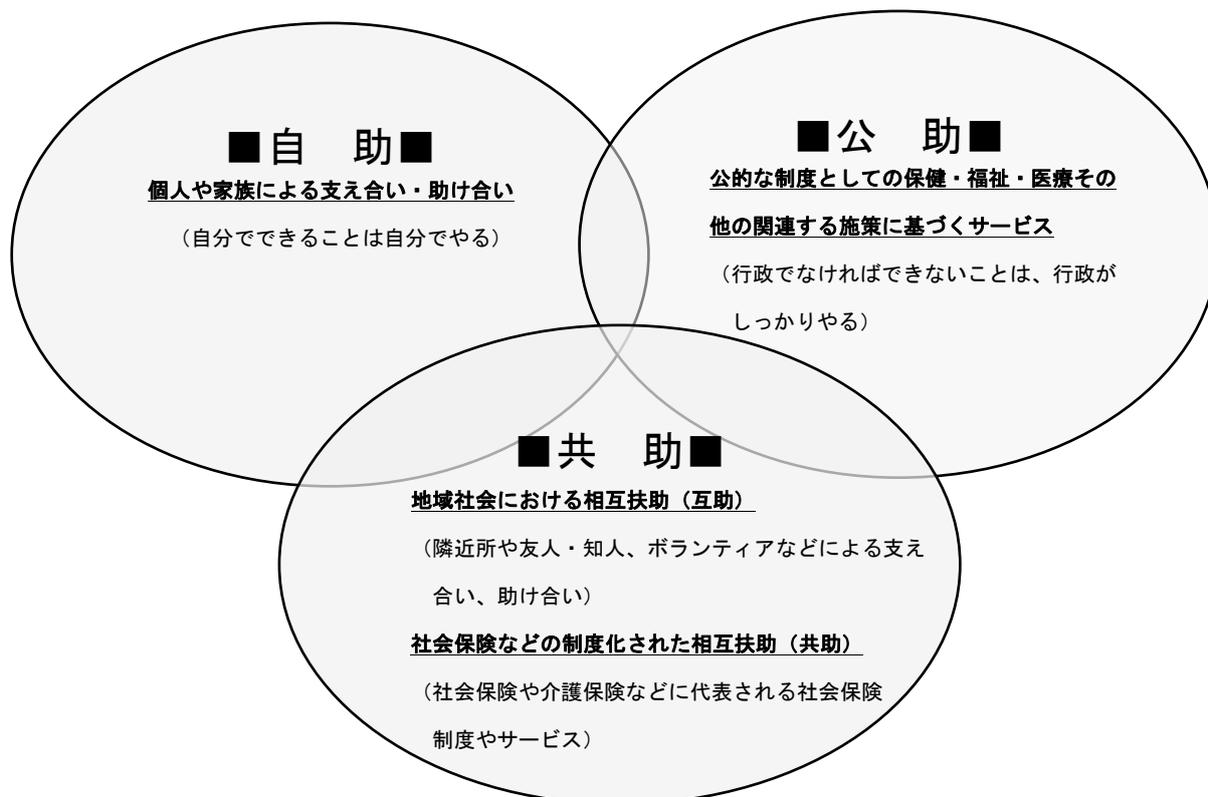
### 【地域の役割】

地域課題の解決にあたっては、地域ごとに内容がさまざまであり、地域の実情に応じた多様な対応が必要です。また、日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要です。全市的に統一した公的な福祉サービスのみならず、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助け合いによる福祉」で対応することが効果的であり、今後は地域でできることは地域でという考えが加速していくものと考えられています。

### ＜地域福祉の向上に向けた3つの助け＞

じじよ <b>自助</b>	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分でやる)
きょうじよ <b>共助</b>	地域社会における相互扶助(互助) (隣近所や友人・知人、ボランティアなどによる支え合い、助け合い)  社会保険などの制度化された相互扶助(共助) (社会保険や介護保険などに代表される社会保険制度やサービス)  ※本計画では、互助・共助を併せて広義の「共助」として位置づけます。
こうじよ <b>公助</b>	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりやる)

<「自助」「共助」「公助」のイメージ>



### 3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。本市では、第2次国東市総合計画に基づき各種施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

このうち、保健福祉施策の推進にあたっては、保健福祉関係個別計画を策定し、積極的な推進を図っています。これらの個別計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査等を踏まえ、対象者ごとに捉えたものです。

一方、地域福祉計画は、「地域」という広い視点から地域生活の福祉課題の解消に向けて、各種個別計画と調和を保ちながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目標とします。

### 4 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調和を保つため、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 改正社会福祉法より抜粋（令和3年4月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるものとし、その内容を公表するよう努めるものとする。

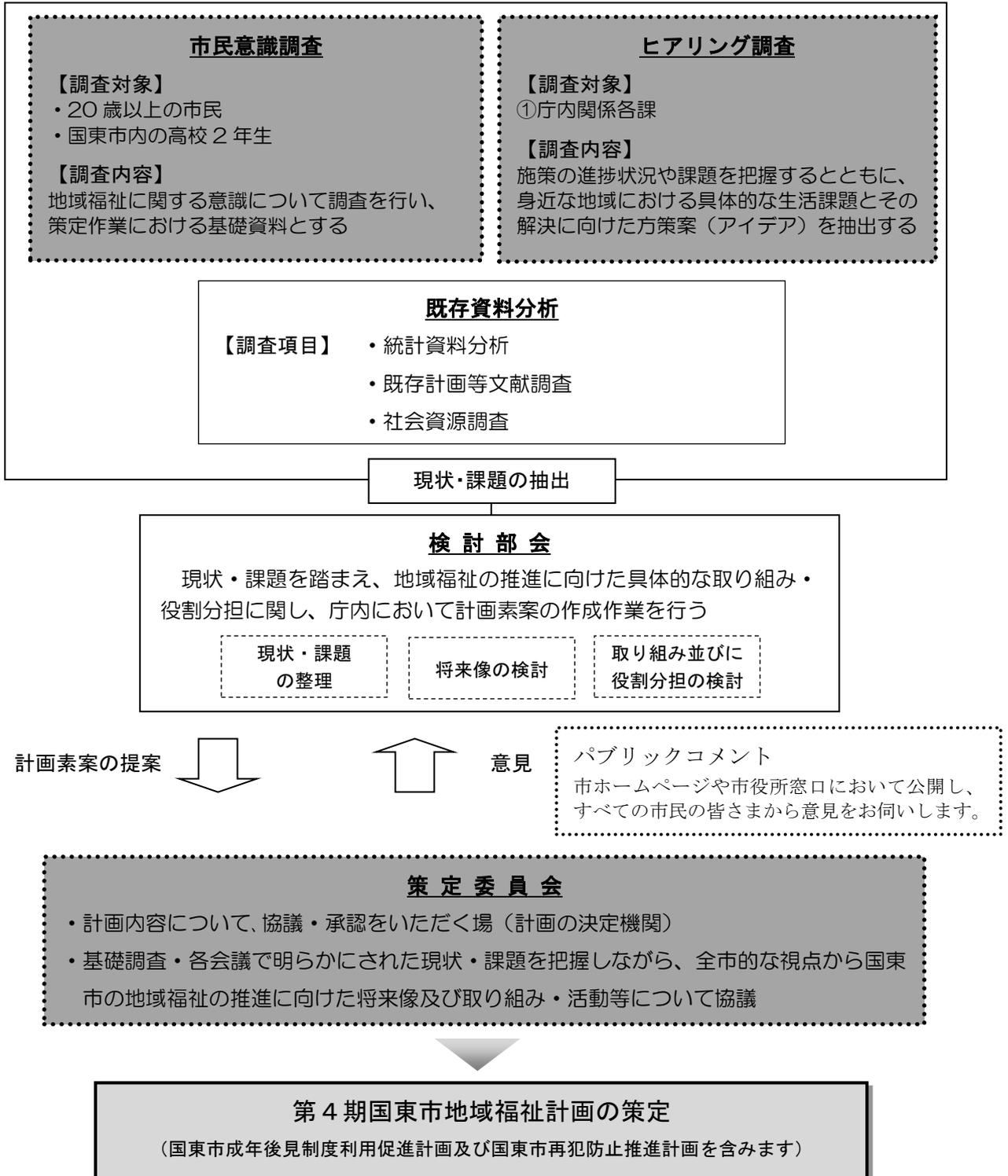
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 保健福祉関係個別計画

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次国東市総合計画									第3次国東市総合計画				
第2期地域福祉計画			第3期地域福祉計画					第4期地域福祉計画					
第6期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第7期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第8期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画							
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画								
第2期国東市障がい者基本計画				第3期国東市障がい者基本計画									
第4期 国東市障がい 福祉計画			第5期 国東市障がい 福祉計画			第6期 国東市障がい 福祉計画							
			第1期 国東市障がい児 福祉計画			第2期 国東市障がい児 福祉計画							
国東市 健康づくり計画 (平成20年度～)			第2次国東市健康づくり計画										
第2期地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)				第3期地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)									

## 5 計画策定の体制

計画策定にあたっては、策定委員会及び検討部会を組織して内容の協議を進めました。



※  は、住民参加による策定プロセスを示す

## 6 第3期計画の取り組みと今後の課題

平成30年3月に策定した第3期国東市地域福祉計画では、基本理念の実現に向けて「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」をキャッチフレーズに掲げ、3つの基本目標と10の施策の柱を設定しました。その設定に沿って、地域福祉を推進する具体的な取り組みを自助、共助及び公助に役割分担し実施してきたところです。第3期計画における行政の取り組みと今後の課題等について、主なものを次のとおり整理しました。

### (1) 基本目標1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

#### ①地域交流の場づくり

- 週一元気アップ教室は、高齢者が気軽に集い交流できる機会を提供しました。
- 元気高齢者健やかサロン事業の推進は、コロナ禍の影響により、活動を自粛している地区もありますが、地域住民とのふれあいを通し、閉じこもりの防止、生きがいづくり、社会参加の促進及び介護予防の推進・向上が図れました。
- おれんじのれん（認知症カフェ）は、認知症の本人やその家族等がつどい、交流が図れる場として市内2カ所（国見・武蔵）で開催しました。
- 認知症家族支援プログラム（講座）及びつどいは、認知症の人と家族の会に委託し、家族支援プログラム及び家族のつどいを開催しています。介護の困り事等をお互いに意見交換しながら介護経験者や専門職等から助言をもらい認知症への学びを深めるとともに仲間づくりの場にもなっています。
- 各種公民館事業の推進は、学習の場として安心して公民館施設を利用できるよう、手指や備品の消毒等、コロナ感染対策に努めながら実施しています。高齢者学級のように定期的な学習会を控える講座もありますが、人数制限や屋外実施などの手段をとり、可能な範囲で学習機会を提供できるよう努めています。
- 障がい者・高齢者向けの図書宅配サービス事業は、利用者に月2回、図書館資料の貸出及び返却を行っています。令和2年3月から5月まではコロナ禍の影響により図書館臨時休館のため宅配を中止していましたが、令和2年5月末から再開しました。

#### ②ユニバーサルデザイン\*・バリアフリーのまちづくり

- 生活路線運行補助事業については、市民の日常生活に必要な生活路線の運行の維持を目的として、運賃のみでは運営が困難なバス路線に対し、赤字補填としての補助金を交付しており、令和3年度現在、市内を運行する26系統が対象となっています。
- コミュニティバス・タクシー運行事業については、交通空白地域の解消を目的として、民間路線バスの運行がない地域において、各旧町の中心部と谷あいを結ぶ定時定路線

のコミュニティバス（20路線）とコミュニティタクシー（6路線）を運行しています。

- 路線バス利用促進事業については、民間バス会社専用の回数乗車券を購入した方に無料で3,000円分の利用助成券（回数券）を差し上げることで、路線バスの利用促進を図っています。また、路線図と時刻表を組み合わせた総合時刻表を作成し、市民へ全戸配布を行い公共交通の利用促進及び広報周知を図っています。
- 精神障がい者交通費については、障害者手帳の公共交通機関の割引と重複するため、タクシーチケットでの交通費一部助成は廃止しています。
- 建築物、道路、公園等新設する場合には、それぞれバリアフリー化基準への適合が義務づけられていることから、各部署においてバリアフリー化に努めました。

### ③福祉意識の醸成

- 精神障がい者くにさきフォーラムの開催については、コロナ禍の影響により令和2年度は視聴型開催、令和3年度は中止とし、代替の啓発事業としてケーブルテレビでの概要説明を実施しました。令和4年度は会場とWEBでの開催形式により実施しています。
- 地域福祉に関する啓発活動の推進については、ここ数年コロナ禍の影響により出来ていませんが、規模を縮小し「大分県地域福祉推進大会」への参加や功労者表彰等を行いました。また、「国東市福祉のつどい」で功労者表彰等を行い、啓発に努めています。
- 人権講座・人権講演会の開催については、差別のない「人権のまちづくり」実現に向け、人権に関する講座や講演会を開催しましたが、コロナ禍の影響により、開催できなかった講座や講演会もありました。主な取り組みとして、人権フェスティバル、身になる人権講座、PTA講演会を実施しました。人権フェスティバルは4会場で100%実施、身になる人権講座は年5回のうち平均で3.4回の実施、PTA講演会は、年約13回のうち平均で12.8回の実施をしました。3つの実施状況の平均は、9割弱でした。
- 地区人権学習会の開催については、開催予定数約138地区の内、平均で107（8割弱）地区で開催しました。
- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、毎年講演会を実施していますが、令和2年度・3年度についてはコロナ禍の影響により実施できませんでした。
- 学校における人権教育やいじめ防止の取り組みについては、①教育課程に人権教育を位置付けています。公開授業や講演会等を通して保護者啓発にも取り組みました。②「hyper-QU（集団づくりに役立つアンケート）」を年2回実施し、分析を通して、いじめなどの早期発見・未然防止に取り組みました。③各学校でいじめ防止の基本方針を策定し、方針に基づく取り組みを行いました。

※ユニバーサルデザイン：P60 参照

**【基本目標1における課題等】**

- 令和2年2月からコロナ禍の影響により、地域の集まりや市の取り組み・事業などが実施できない時期もあり、地域での交流の機会が減少しています。
- 障がい者団体の構成する主要三団体の活動が高齢化等の理由により縮小しています。
- 介護予防に資する取り組みをより効果的に実施するため、サロン団体にアンケートを実施し、補助金の交付要件等について、見直しを行います。
- 体操やレクをして多くの地域の方を巻き込んで活動している団体もあれば、特定の趣味活動をする団体もあり、限られたメンバーしか参加していない状況がみられます。
- 生活路線運行補助事業については、市内を運行する路線バスの利用者数は減少傾向にあり、運賃収入のみでは事業の継続が困難となっており、市の財政負担は増加傾向にあります。一方、自家用車を運転しない高齢者や児童・生徒にとっては、路線バスは重要な移動手段であり、持続可能性が課題となっています。
- コミュニティバス・タクシー運行事業については車両と運転手不足から週に1日1往復又は1.5往復の運行となっており、利便性が低いことが課題となっています。また、近年、利用者数の減少傾向に歯止めがかからない状況となっています。
- 路線バス利用促進事業については、回数乗車券と利用助成券の広報周知の仕方を工夫する必要があります。利用は増加傾向にありますが、利用することで、実質半額で路線バスを利用することが可能となるため、潜在需要の掘り起こしが必要です。
- 精神障がい者交通費助成事業については、タクシーチケットによる交通費の一部負担の廃止により、今後は、その他交通手段に係る情報提供を行っていく必要があります。
- 既存の公共施設のバリアフリー化については、今後の施設活用を見据えた対応となるため、検討を要します。
- 大分バリアフリーマップへの情報提供については、施設等の機能充実等変更があった場合のフォローアップができないことが課題となっています。
- 精神障がい者くにさきフォーラムの開催は、例年旧町ごとに輪番で開催してきましたが、コロナ禍の影響によりここ3年間は中止または市全体を対象にした開催形式となっています。
- 人権講座・人権講演会の開催について、身になる人権講座の開催数が、コロナ禍の影響を特に受けており、完全に開催できなかった年度もあります。近年は、オンライン配信も併用する等の手段もとっていますが、開催を控えなければならないと判断する場合もありました。
- 地区人権学習会の開催について、参加人数の制約をする等の工夫をしながら、開催をお願いしていますが、開催は地区の判断であるため、地区ごとに差異が生じました。
- 地域福祉に関する啓発は、区長をはじめ地域のリーダーを育て地域でいろんな取り組みが広がるようにしていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、コロナ禍の影響により、令和2年度・3年度と講演会が開催できなかったことより、今後同じような状況時にどのように対

応するか検討する必要があります。

- いじめの認知件数は県・全国値と比較すると多いが、いじめ解消率も高い状況です。引き続きいじめの早期対応と集団づくりによる未然防止が求められます。

## (2) 基本目標2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

### ①情報提供の充実

- 高齢者福祉サービスに関する情報提供の充実については、関係部署や関係機関と情報共有及び機能体制・構築を目標に重層的支援体制整備移行準備事業を令和5年度から開始するように検討していきます。
- 障がい福祉サービスに関する情報提供の充実については、各種事業のパンフレットの配置や広報誌等でのお知らせを行いました。また、本庁と安岐総合支所に手話通訳を配置し、情報提供や意思疎通を図り、障がいのある人への利便性向上に努めました。
- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実については、広報や子育て支援サイト「ひなたぼっこ」を通じて情報提供に努めました。
- ボランティア活動に関する情報提供の充実については、社協だより等を通じてボランティア情報の発信等に努めました。

### ②相談支援体制の整備

- 地域包括支援センターの機能強化については、3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等）の配置はできていますが、ケアマネジメントを行うケアマネジャーの人員不足があります。
- 地域子育て支援センター事業については、市内4カ所で実施しています。2カ所は直営、2カ所は民間委託にて実施しました。
- 障がい者相談支援事業の充実については、市内2事業所と連携を図り、サービスの情報提供や各種アドバイスを行い、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の提供に努めました。
- 発達障がい児相談支援事業の充実については、市内の事業所と連携し、巡回支援専門員を派遣し、対象児の早期発見や従事者への支援等に努めました。また、保健師、学校、幼稚園、保育所、相談事業所と連携し、発達検査受診に対する支援を行いました。
- 生活困窮者自立支援制度の推進については、生活困窮者に対して窓口相談を実施し、必要に応じて関係機関や団体と連携しました。
- 健康に関する訪問や相談の充実については、市民や関係機関からの相談に応じ、他機関等と連携して対応しました。また、健康や疾病に関する相談会等においては、こちらの相談窓口を広く周知し、相談に応じました。
- 乳児家庭全戸訪問については、平成30年に母子の総合相談窓口として、国東市子育て世代包括支援センターを開設しています。中でも乳児家庭の全戸訪問では母子の健康状態を確認し、各種相談に応じました。
- 地域ケア会議の充実については、専門職の助言を取り入れた個別事例の検討を行い、状態改善、維持・重度化防止に取り組みました。
- 障がい者地域自立支援協議会の充実については、自立支援協議会の各部会で、地域課

題の洗出し、就労問題、災害時の助け合い、医療的ケア児への対応などをテーマに課題の改善解決に取り組みました。

- 要保護児童対策地域協議会\*の充実については、要保護児童対策協議会の開催を定期的に行い、要保護児童に対する支援を行いました。

### ③サービス利用者の権利擁護

- 成年後見制度\*の普及と利用促進については、国東市・豊後高田市・姫島村の2市1村で豊後高田市社会福祉協議会に委託し、広域型の権利擁護センターとしてくにさき半島地域成年後見支援センターを設立し、親族申立支援、市民後見人育成等成年後見制度の普及啓発ができました。日常生活自立支援事業からの制度移行も市と連携し、市長申立て要請にスムーズにつながることができました。成年後見制度利用促進基本計画については、第4期地域福祉計画の中に盛り込めるよう、市民アンケート調査に関連質問を入れました。判断能力が不十分な方が、安心して暮らしていくために関係機関の連携と円滑な制度利用で権利擁護に努めました。
- 日常生活自立支援事業については、利用者数は平成30年4月が7名で令和4年11月が25名と年々増加しました。各種関係機関の認知度アップや連携ができていたと思われました。主な相談は地域包括支援センターや相談支援事業所となっていました。
- 福祉サービス利用者への苦情解決制度の周知については、介護サービス開始時に利用者へ苦情解決制度の説明をし、事業所と利用者との解決に繋げました。また、福祉サービスを利用するうえで問題が発生すれば事業所と利用者の解決に向け取り組んでいます。
- 福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発については、介護サービスの利用契約時に苦情相談窓口として国保連合会、県、市に申し立てができ、情報公開をしています。利用者がサービスを適切に利用できるようにホームページ上から苦情受付が可能となっています。関係課は適切に処理を行いました。

### ④福祉サービス事業者の育成

- 多様な福祉サービス事業者の参入促進については、共同生活援助事業所が2事業所、放課後等デイサービス事業所が3事業所、児童発達支援事業所が1事業所の参入がありました。
- 福祉サービス事業者の質の向上については、計画に入れていましたが、実施できませんでした。

### 【基本目標2における課題等】

- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実について、子育て支援サービスの利用者には広報等で情報提供ができていると考えていますが、対外的に本市の子育て制度は充実しているというPRが足りないと言われていています。機会を見つけてPRに努めます。

- ボランティア活動に関する情報提供の充実について、社協だよりは年4回なのでネットワークの良い情報発信ができないことが課題となっています。SNS等の新たな情報発信ツールの構築をする必要があります。
- 地域包括支援センターの機能強化について、年々高齢者の相談が複合化・複雑化しており対応するにあたり、キーパーソンの不在等で、他部署との連携や長期的な支援を必要とする等支援に要する時間・期間が増え業務量増加に繋がっています。
- 乳児家庭全戸訪問について、多様化する子育て環境に応じて、引き続き妊娠・出産・育児と切れ目ない支援を継続していく必要があります。
- 発達障がい児相談支援事業の充実については、児童発達支援サービスの利用者が平成30年度を境に急激な増加傾向を示しています。
- 生活困窮者に対する支援については、相談窓口の周知や他機関への連絡調整が必要と考えられます。
- 地域ケア会議の開催について、検討する個別ケースの提供や抽出が難しく、開催予定の会議が中止することがありました。
- 障害者自立支援協議会の開催内容等を充実させ、多様化・複雑化する課題等で解決に至らないさまざまな問題に対し、今後も取り組んでいく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会※の充実について、近年、家庭相談員が頻繁に変わるため、継続しての児童支援が不十分な面があります。現在も家庭相談員が欠員であり、支援体制が不十分となっています。
- 成年後見制度の普及と利用促進について、国東市では3士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）が少なく地元で受任できる方が少ないために、豊後高田市社会福祉協議会に受任していただいています。本市からの受任件数は、10件を超えておりこれ以上の受任が難しい状況となっています。本市での市民後見人の育成や法人後見を実施する必要があります。また、現在2市1村で委託している「くにさき半島地域成年後見支援センター」が、豊後高田市社会福祉協議会より協定の解消の申し入れを受け、令和5年度末でなくなります。今後、国東市で制度利用を必要とする方々の受け皿作りや相談・助言を受ける仕組みづくりが必要です。
- 日常生活自立支援事業について、多種多様な方の利用があります。特に知的障がい者、精神障がい者支援は、定期訪問だけでの金銭管理に限界がある場合があり、日々の生活と連動した他機関等の協力が必要になります。また、身寄りがない方の死後事務等の制度外の支援も必要になります。

※成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

※要保護児童対策地域協議会：P71 参照

### (3) 基本目標3 支え合い・助け合いの地域づくり

#### ①地域の連携体制の構築

- 地域ふれあいネットワーク会議の支援については、コロナ禍の影響により、ネットワーク会議実施地区においても集まったの会議・情報共有ができにくい状況がありました。  
※令和4年度の設置率は73.2%（109地区/149地区）
- 緊急通報システムの利用促進については、前年に比べ設置者数は多少減少しています。高齢者の設置基準を明確にし、対象年齢を拡大して事業推進した結果、必要な人に設置できています。  
令和3年度はコロナ禍の影響により、新規設置や保守点検が遅れることもありました。
- 地域支え合い活動支援事業の展開については、コロナ禍の影響により、新規立上げ地区の介入が滞っています。アプローチ地区5地区を取り組んでいます。【①来浦地区：WEBサイト参画、弁当宅配事業（簡易ニーズ調査を実施）②富来地区：マルシェ協働、訪問型B実施（松原地区）③西武蔵地区：WEBサイト参画、訪問型B実施（富永地区）④南安岐地区：WEBサイト参画、スマホ教室、訪問型B実施（大添地区）⑤朝来地区：WEBサイト参画、スマホ教室、訪問ニーズ調査】
- 地域支え合い活動支援事業の生活支援サービスの充実について、地域支え合い推進員及び協議体の設置を勧めるとともに、生活支援の観点だけでなく地域活性化の観点も必要な状況下で令和2年度から地域支援サポーターを配置・連携し取り組みを勧めています。更にコロナ禍においても、各地域が情報共有できる「国東つながる暮らし」共通WEBサイトを令和3年度に開設し推進しています。取り組み内容は、①から③のとおりとなっています。
  - ①高齢者を支援の担い手となるよう養成し、支援の場につなげるため地域イベントを開催し、担い手の発掘を行いました。
  - ②生活支援サービスの提供主体として、多様な主体のネットワークを構築するため、地域協議会社会資源一覧表を作成し、専門職との連携ツールを構築しました。
  - ③支援を必要とする高齢者のニーズに合ったサービスを提供するため、令和3年度ちよいかせ助成金を創設し行政区単位でも生活支援に取り組める仕組みを構築し新たに3行政区が取り組みを行いました。
- 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークについては、平成26年度に認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークを立ち上げ、令和3年度末現在、協力機関として市内60事業所と協定を終結し、日頃の情報提供や行方不明時に可能な範囲で捜索協力いただき早期発見・保護につなげる体制整備を行い活動しました。また早期発見・保護に繋げるため行方不明となる恐れのある認知症高齢者等の事前登録も行いました。  
※令和3年度実施状況 ネットワーク稼働件数－5件 新規事前登録者数－22名（延べ登録者数 120名）

- 
- あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用については、民生委員児童委員の協力を得ながら継続して取り組みました。民生委員児童委員の定例会や各種研修会で取り組みの意義を説明し、変更内容がないか、対象者への定期確認も行いました。
  - 民間事業者と連携する見守り体制の推進については、令和2年3月まで、大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトに取り組んでいましたが、コロナ禍の影響により中断せざるを得ない状況となり、現在は、県主催の事業で開催されていません。郵便局や宅配業者の配達時の見守りや金融機関での見守りを実施する準備を進めました。
  - 地域健康づくり活動組織の充実については、保健推進委員や食生活改善推進協議会、愛育班、子育てボランティアなど地域の健康づくり活動組織を支援しました。
  - 民生委員児童委員活動の支援については、社協と連携して毎月1回の定例会を開催し5地区すべての地区民児協で取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により出来ない時期もありました。令和元年と令和4年の12月に民生委員児童委員の改選時期に、各種研修会を実施し各種活動の充実を図り、地域の中で十分な役割を果たせるようスキルアップに努めています。また、訪問活動時に相手のニーズに添うような資料を準備し訪問しやすくなるよう努めました。日々の活動の負担軽減を図ることで、人材確保に向けた取り組みをしました。
  - ファミリーサポートセンター事業\*の推進については、ファミリーサポート事業により実施しています。会員数も予定していた人数を確保しました。また、事業のコーディネーターを1名配置（会計年度任用職員）しました。
  - 無料法律相談会の開催については、減少傾向ではありましたが平成30年度から相談件数が増えてきました。特に土地や相続に関する内容が増えてきました。アンケートの結果は利用に対して満足している内容が多く、今後も同様の相談会を継続していきます。

## ②地域の防犯・防災体制の整備

- 防犯灯設置事業については、令和4年度に要望のあった33基を全て設置しました。今後とも夜間不特定多数の人が通行する市道等で、防犯上不安のある場所については区からの設置要望を受け、現地確認を行い必要に応じて防犯灯を設置します。
- 消費生活相談の充実については、国東市消費生活センターは、悪質商法・契約トラブルなど、消費生活に関しての相談業務を行いました。また、消費者トラブルを集約しながら、消費者トラブルに巻き込まれないために、正しい知識を身につけていただくよう啓発にも力を入れました。
- 区長・防災士合同研修会の充実について、大分県防災アドバイザーによる「区長・防災士合同研修会」を国見町・国東町・武蔵町・安岐町の4カ所で開催しました。
- 防災・減災に向けた啓発については、令和4年9月4日（日）に市内一斉の「防災避難訓練」を実施しました。また、最新の防災ハザードマップ・カラー80頁）を全戸配布するとともに出水期前には市報や市ケーブルテレビ等で防災啓発を行いました。

- 
- 福祉避難所<sup>\*</sup>の整備については、平成30年度、令和3年度に補助事業により備品（防災倉庫、間仕切り、簡易トイレ、毛布、発電機、簡易ベッド、マット、ラップ式トイレ、投光器、コードリール等）を購入しました。避難訓練については、コロナ禍の影響により、施設側の実施が困難なことから、取り組みができませんでした。
  - 避難行動要支援者の支援体制の充実については、令和3年5月に個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、専門職の研修やモデルでの作成を福祉専門職と実施しました。令和3年度から避難行動要支援者の要件見直しを検討し、避難計画が必要な方の名簿作成に取り組みました。

### ③ボランティア活動の推進

- ボランティア活動への支援及びボランティアコーディネート機能の強化については、社協だより等を通じてボランティア情報の発信等を行いました。ホームページのリニューアルを行い見やすくしました。ボランティアグループの把握は23団体から40団体に大幅に増やすことができました。
- ボランティア活動に取り組む人材の育成については、傾聴ボランティアに対するニーズがあり募集や研修を行いました。コロナ禍の影響により活動が行えず休止状態となっています。

※ファミリーサポートセンター事業：P82 参照

### 【基本目標3における課題等】

- 地域支え合い活動支援事業について、優先地域の選定として、高齢化率が、50%を超える小規模集落を抱える中山間地域や、生活していく上での困りごとを多く抱える地域を選定しています。
  - ・地域づくりの母体となる住民組織又は人材発見が課題。
  - ・コロナ禍の影響により、市内実践地区においては、高齢者の集まる活動（カフェ・食事会）が長期間休止し、地域支え合い協議会スタッフのモチベーション低下等の影響により、担い手不足及び後継者の課題等が生じています。
  - ・他地区での支え合い活動を拡げるためには、地域支え合い推進員等を含めたマンパワー不足がある中で、デジタル機器を活用したコミュニケーションツールの導入が不可欠ですが、シニア層の方々は、デジタル機器に抵抗感があります。
- 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークの推進について、行方不明者発生時の警察への通報の多くが、夕方になってからとなっています。早期発見・早期保護の為に、より早い時間で通報が行えるよう、事前登録申請時に周知を徹底していく必要があります。行方不明者の多くは事前登録をしていない人であるため、制度等について広報等を活用し周知していく必要があります。
- あんしんバトンの利用促進について、民生委員児童委員の地域の見守りを必要としている方が、病院等へ緊急搬送された場合に、消防本部含め市の行政機関は、個人情報問

---

題から入院先や症状を教えられない状況です。しかし、バトンを持っている方の情報は、共有してもらいたいとの意見が民生委員児童委員からあり、今後どのような方法ができるか検討する必要があります。

- ファミリーサポートセンター事業の推進については、令和2年度からコロナ禍の影響により、本来の活動が出来ませんでした。しかし、ファミリーサポート会員は順調に確保できていますが、マッチングが上手くいき利用に結びつくケースと結びつかないケースがあります。制度的に援助会員は、働いていて日中の融通が利かないか、仕事を引退しているが運転に自信がない、体力的に活発な児童の預かりが心配などの問題を抱えています。
- 民生委員児童委員活動の支援について、委員の人材確保の面で令和4年度は119名中2名が推薦できておらず、今後、区長と協議しながら早期に新任委員の選出を進めていきます。
- 無料法律相談会の開催について、他機関の法律相談と連携し、生活課題の解決にむけて取り組みを強化していきます。
- 消費生活相談の充実について、相談内容が広範化・複雑化しており、市民が消費者トラブルに巻き込まれないように消費者教育の充実を図る必要があります。
- 区長・防災士合同研修会の充実について、自主防災組織の長である区長と防災士との更なる連携が必要と思われます。
- 防災・減災に向けた啓発について、コロナ禍の影響により、今後を見据えた防災活動の普及・啓発が必要になります。
- 福祉避難所の整備について、個別避難計画の作成により福祉避難所へ避難する対象者を選定する必要があります。
- 避難行動要支援者の支援体制の充実について、以前から避難行動要支援者の個別避難計画の作成が進んでおらず、対象者の要件を見直す必要があります。また、実効性のある計画作成が必要となります。
- ボランティア活動への支援について、社協だよりは年4回なのでフットワークの良い情報発信ができていません。SNS等の新たな情報発信ツールの構築をする必要があります。
- ボランティア活動に取り組む人材の育成について、ボランティアニーズを把握し、地域の支え合い活動と協力体制を構築していく必要があります。また、災害ボランティア人材の育成や新たなボランティアニーズに対する育成支援が必要になります。そのための調査を実施する必要があります。

**※緊急通報システム：P80 参照**

**※福祉避難所：**災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦など、災害時に何らかの支援が必要な人たちに配慮した市町村指定の避難施設のこと。

## 第2章 国東市の概況

---

- 1 人口・世帯の状況
- 2 要介護高齢者・障がいのある人の状況
- 3 社会資源の状況

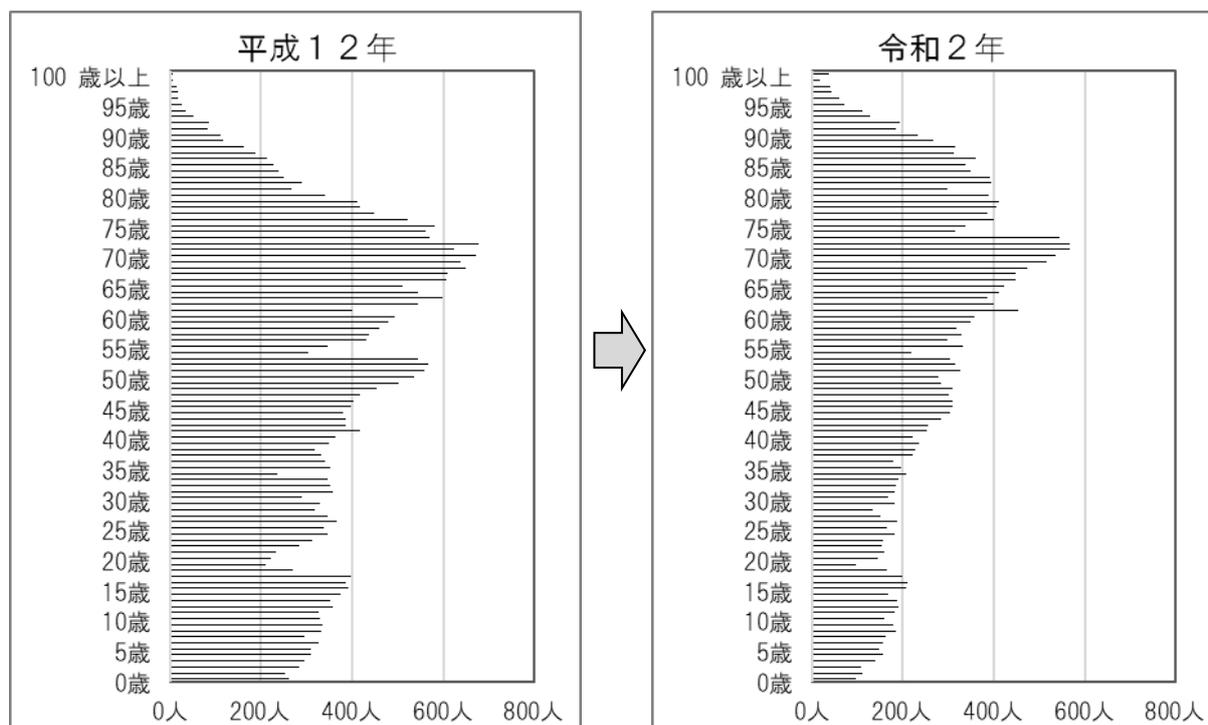
## 1 人口・世帯の状況

### (1) 人口構成の推移

平成12年と令和2年の本市の人口構成を比較すると、およそ70歳以下の人口が急激に減少した一方、75歳以上の後期高齢者が増加しており、20年の間に人口構成が大きく変化していることが分かります。

また、令和2年時点における71歳から73歳を中心とした年齢層（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が突出しており、今後は団塊の世代の高齢化により、65歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合が増加していくことになります。

#### <国東市人口構成の推移>



資料：国勢調査

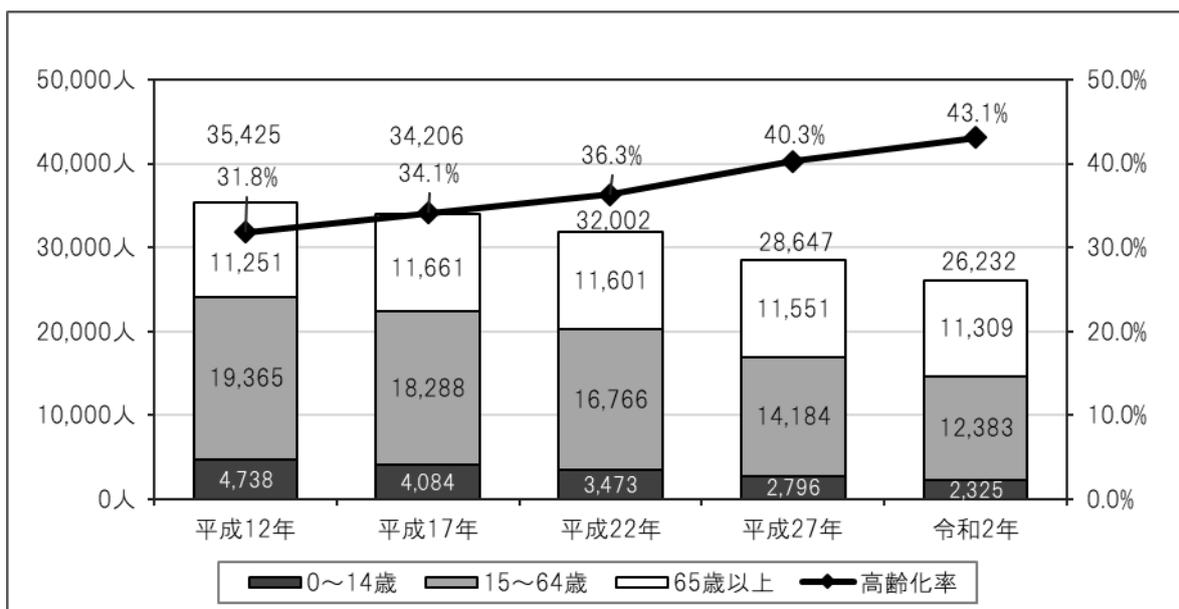
## (2) 年齢区分別人口構成の推移

平成12年から令和2年までの20年間について、本市の総人口の推移をみると、平成12年の35,425人から令和2年の26,232人と9,193人少なくなっており(26.0%減)、減少傾向にあることがわかります。

年齢3区分別の人口をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)は減少傾向にあり、それぞれ20年間で2,413人減(50.9%減)、6,982人減(36.1%減)となっています。また、高齢者人口(65歳以上)については、反対に58人の増加がみられ、高齢化率も平成12年の31.8%から令和2年の43.1%と20年間で11.3ポイントも伸びています。このように、本市では、顕著な少子高齢化の状況がみられます。

また、住民登録している外国人の推移をみると、平成22年9月末165人、平成27年9月末143人、令和2年9月末281人と大幅に増加しております。地域で円滑に生活ができ、地域との交流を推進することで、多文化理解の促進を図る必要があります。

<年齢3区分別人口と高齢化率の推移>



資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳分を含めていますので、合計に差があります。

## (3) 各地区(旧町)の状況

各地区(旧町)の状況を比較すると、高齢化率については、各地区において高い数値を示しています。特に、国見地区では57.1%と非常に高く、最も低い武蔵地区の36.5%と比較すると、20.6ポイント上回っています。市全体として高い高齢化率を示す中でも、地域差があることがわかります。

また、人口増減率の状況をみると、5年間で各地区において大幅に減少傾向がみられます。

＜各地区(旧町)の状況＞

	国東市	国見地区	国東地区	武蔵地区	安岐地区
面積	318.1 km <sup>2</sup>	72.6 km <sup>2</sup>	112.6 km <sup>2</sup>	41.8 km <sup>2</sup>	91.1 km <sup>2</sup>
総人口	26,232 人	3,752 人	9,575 人	4,783 人	8,122 人
高齢者人口	11,309 人	2,143 人	4,399 人	1,746 人	3,021 人
高齢化率	43.1%	57.1%	45.9%	36.5%	37.2%
世帯数*	11,913 世帯	1,668 世帯	4,290 世帯	2,210 世帯	3,745 世帯
人口増減率*	△8.4%	△13.6%	△10.3%	△5.6%	△5.1%

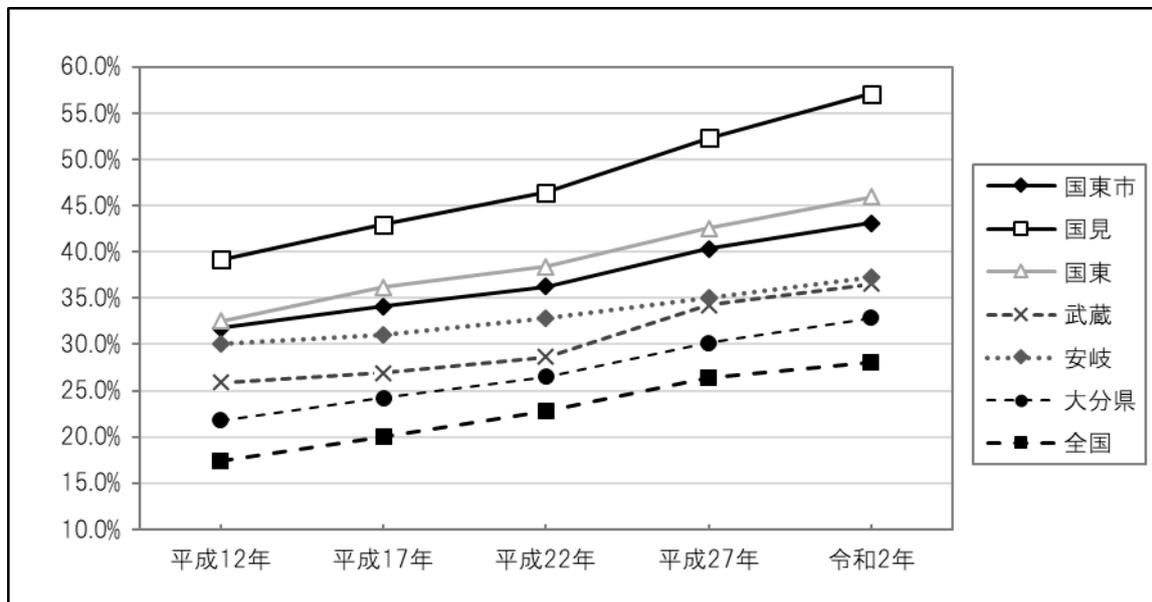
資料：国勢調査

※世帯数は施設等の世帯を含む

※人口増減率は平成27年及び令和2年国勢調査結果の比較（5年間）

各地区（旧町）の高齢化率の推移について、大分県・全国もあわせて比較すると、4地区すべてにおいて、県・全国平均を上回っている状況がみられます。また、4地区の中での差も広がりつつあり、安岐地区の伸びが比較的ゆるやかであるのに対して、国見地区、国東地区及び武蔵地区の伸びが顕著にみられます。

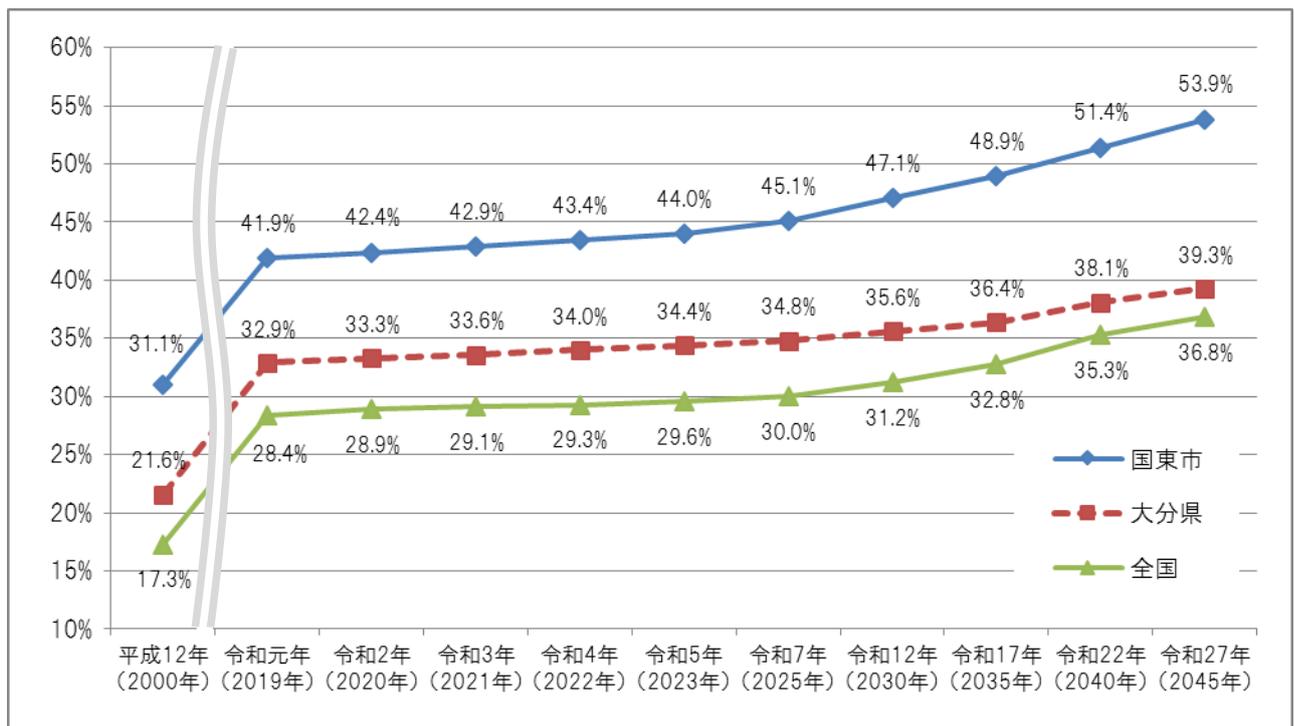
＜各地区(旧町)の高齢化率の推移の比較＞



資料：国勢調査

### (4) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、令和2年には42.4%となっており、介護保険制度が始まった平成12年(31.1%)と比べて、11.3ポイント増加しています。年々増加傾向にあり、令和22(2040)年には51.4%と、総人口の半数以上を高齢者が占めると推計されます。65歳以上の高齢者人口は、平成12年度以降1万1千人台とほぼ横ばいで推移し、平成28年をピークに減少していきませんが、総人口が減少するため高齢化率は上昇することが推計されます。



資料：第8期介護保険事業計画

※高齢化率：高齢者（65歳以上）人口が総人口に占める割合

資料：国東市 令和元年～令和2年 住民基本台帳人口（9月末現在）  
 令和3年～令和27年 令和2年9月末人口を基に国勢調査時の生残率  
 移動率で推計  
 大分県 令和元年 高齢者福祉課推計（9月末現在）  
 全国 令和元年 総務省統計局人口推計  
 令和2年～令和27年 国立社会保障・人口問題研究所

※(2) 年齢区分別人口構成の推移との高齢化率の差異は、国勢調査と住民基本台帳との差となっています。

### (5) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、一般世帯の総数は平成12年から平成17年にかけて増加していますが、平成22年以降は減少がみられ、平成12年から令和2年の20年間で1,176世帯減少しています(9.0%減)。

内訳をみると、特に平成12年から平成22年にかけて単独世帯が顕著な増加傾向にあり、平成27年には減少が見られますが、平成12年から令和2年の20年間で1,038世帯増えています。これは高齢者の単独世帯の増加が要因として考えられます。さらに、一般世帯あたりの人員数は平成12年以降、少人数化が進んでおり、令和2年には一世帯あたり2.2人と減少しています。

#### <世帯構成の推移>

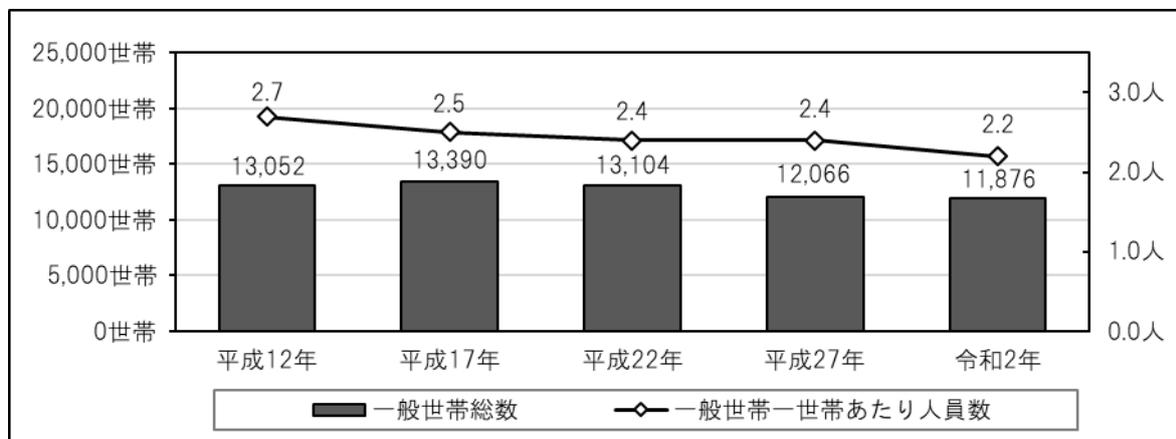
単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯				その他の親族世帯			
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども		女親と子ども		
平成12年	13,052	9,665	6,870	3,450	2,646	118	656	2,795	19	3,368
平成17年	13,390	9,316	6,925	3,376	2,591	169	789	2,391	35	4,039
平成22年	13,104	8,900	6,905	3,378	2,515	184	828	1,995	64	4,139
平成27年	12,066	8,178	6,529	3,198	2,261	171	899	1,649	45	3,837
令和2年	11,876	7,430	6,207	3,119	2,088	157	843	1,223	37	4,406

資料：国勢調査

※平成22年以降の一般世帯総数については世帯の家族類型「不詳」を含む

#### <世帯数及び一世帯あたり人員数の推移>



資料：国勢調査

また、高齢者世帯の推移をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成17年をピークに減少傾向にあり、平成12年の7,345世帯から令和2年の7,043世帯と20年間で302世帯減少（4.1%減）しています。しかし、総世帯数の減少に伴い、高齢者世帯の割合は全体の60%近くで横ばいの状況です。

内訳をみると、特にひとり暮らし高齢者世帯の増加が顕著で、20年間で約1.3倍となっています。

### ＜高齢者世帯の推移＞

単位：世帯、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	13,052	13,390	13,104	12,066	11,876
65歳以上の高齢者のいる世帯	7,345	7,424	7,304	7,218	7,043
構成比	56.3	55.4	55.7	59.8	59.3
ひとり暮らし高齢者世帯	1,629	1,808	1,874	1,971	2,194
構成比	22.2	24.4	25.7	27.3	31.2
高齢者夫婦世帯※	2,186	2,284	2,316	2,286	2,231
構成比	29.8	30.8	31.7	31.7	31.7
その他の世帯	3,530	3,332	3,114	2,961	2,618
構成比	48.1	44.9	42.6	41.0	37.2

資料：国勢調査

※高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

以上のように、本市においては著しい高齢化の進行がみられます。国立社会保障・人口問題研究所が行った最新の人口推計によると、令和7年には人口は23,068人に減少し、高齢化率は46.9%に上昇するとしており、今後さらに深刻な人口減少及び高齢化の時代を迎えることが想定されます。

また、高齢者支援課の推計によると、令和7年には高齢者夫婦のみ世帯数は1,865世帯、ひとり暮らし高齢者世帯数は2,009世帯と、世帯数はともに減少しますが、総世帯におけるひとり暮らし高齢者世帯の割合は増加傾向になると見込んでいます。

## (6) 産業構造の推移

産業別就業者数の推移をみると、市内の人口減少に伴い就業者自体が減少しています。第1次産業の就業者数及びその構成比も減少の一途をたどっています。第2次産業は、平成12年から令和2年度にかけて就業者数が大幅に減少しています。ただし、全体の構成比をみる限りでは比率は緩やかな減少となっています。第3次産業は平成12年以降、就業人口の減少の割には就業者数の減少は緩やかで、構成比率は徐々に増加し、令和2年には全体の50%以上を占めています。

各産業就業者の労働環境が多種多様化する中、就業者は第3次産業への就業へとながれていることがうかがえます。

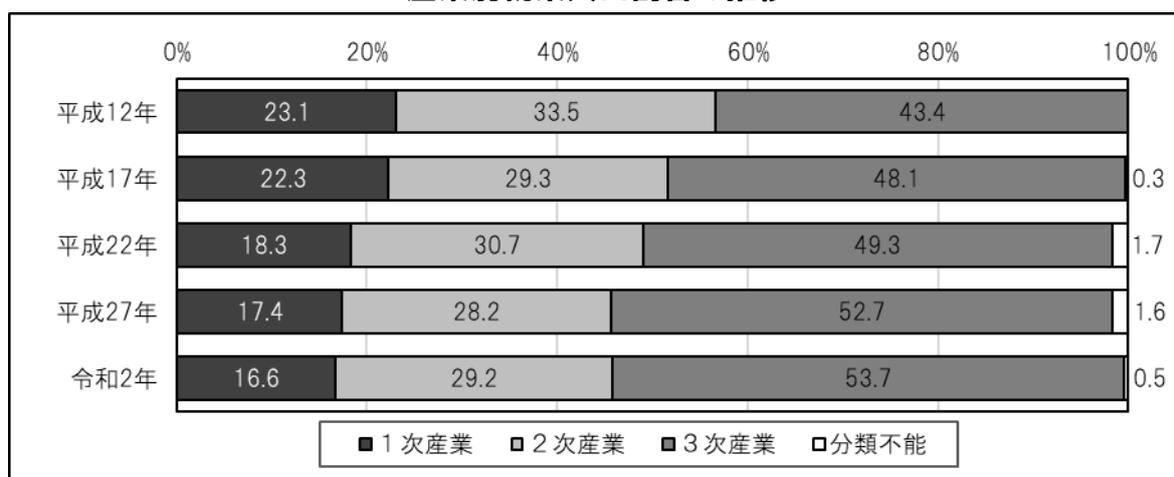
### <産業別就業者数の推移>

単位：人、%

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総就業者数	17,948	17,060	14,779	13,449	12,532
第1次産業就業者数	4,150	3,803	2,698	2,342	2,086
構成比	23.1	22.3	18.3	17.4	16.6
第2次産業就業者数	6,008	4,996	4,530	3,792	3,656
構成比	33.5	29.3	30.7	28.2	29.2
第3次産業就業者数	7,784	8,214	7,293	7,094	6,726
構成比	43.4	48.1	49.3	52.7	53.7
分類不能産業就業者数	6	47	258	221	64
構成比	0.0	0.3	1.7	1.6	0.5

資料：国勢調査

### <産業別就業人口割合の推移>



資料：国勢調査

## 2 要介護高齢者・障がいのある人の状況

### (1) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、ここ数年減少傾向となっています。

要支援者は平成28年度の619人から令和2年度の552人と5年間で67人減少しており（10.8%減）、要介護者は平成28年度の1,367人から令和2年度の1,405人と5年間で38人増加しています（2.8%増）。また、年々要介護者の構成比率が増加していることから介護度の重度化傾向が見受けられます。

#### <要介護(支援)認定者数の推移>

単位：人、%

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	1,986	1,963	1,979	1,970	1,957
要支援者	619	559	560	588	552
	31.2	28.5	28.3	29.8	28.2
要支援 1	308	304	307	313	300
	15.5	15.5	15.5	15.9	15.3
要支援 2	311	255	253	275	252
	15.7	13.0	12.8	14.0	12.9
要介護者	1,367	1,404	1,419	1,382	1,405
	68.8	71.5	71.7	70.2	71.8
要介護 1	409	399	418	400	410
	20.6	20.3	21.1	20.3	21.0
要介護 2	295	298	270	263	255
	14.9	15.2	13.6	13.4	13.0
要介護 3	198	211	230	225	224
	10.0	10.7	11.6	11.4	11.4
要介護 4	282	306	309	303	317
	14.2	15.6	15.6	15.4	16.2
要介護 5	183	190	192	191	199
	9.2	9.7	9.7	9.7	10.2

資料：高齢者支援課（各年度末現在）

## (2) 障害者手帳所持者の状況

### ①身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳\*所持者数の推移をみると、全体では平成28年度の1,987人から令和2年度の1,709人と278人減少しており、減少傾向がみられます。

年代別にみると、令和2年度時点で65歳以上が1,430人と全体の約84%を占めており、障がいのある人の高齢化がうかがえます。

障がい程度別にみると、1級と4級が最も多くなっています。

障がい種別にみると、令和2年度では肢体不自由が893人、内部障がい\*が500人と多くなっており、あわせて全体の約82%を占めています。

### <身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総 数		1,987	1,964	1,816	1,796	1,709
年代別	18歳未満	21	22	18	16	15
	18歳～64歳	340	350	292	290	264
	65歳以上	1,626	1,592	1,506	1,490	1,430
障がい程度別	1級	528	545	497	500	459
	2級	222	217	194	191	177
	3級	412	396	347	338	325
	4級	502	483	442	437	428
	5級	147	145	151	150	142
	6級	176	178	185	180	178
障がい種別	視覚障がい	105	109	91	86	81
	聴覚・平衡機能障がい	228	237	236	235	221
	音声・言語・そしゃく機能障がい	19	19	19	15	14
	肢体不自由	1,100	1,058	972	947	893
	内部障がい	535	541	498	513	500

資料：福祉課（各年度末現在）

※身体障害者手帳：身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

## ②知的障がいのある人の状況

療育手帳※所持者数の推移をみると、令和2年度は232人で、この5年間はほぼ横ばいの状況となっています。

障がい程度別にみると、A（重度）に比べ、B（中・軽度）が多くなっており、平成28年度から令和2年度へかけてその差は広がっています。

### <療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
総 数		229	237	248	260	232
障がい程度別	A（重度）	61	63	58	61	52
	B（中・軽度）	168	174	190	199	180

資料：福祉課（各年度末現在）

## ③精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳※所持者数の推移をみると、全体では平成28年度から令和2年度の5年間で69人増加し、療育手帳所持者数を上回りました。

障がい程度別にみると、2級が多くなっており、全体の約68%を占めています。

### <精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
総 数		188	205	243	275	257
障がい程度別	1 級	12	10	11	14	10
	2 級	131	147	181	202	175
	3 級	45	48	51	59	72

資料：福祉課（各年度末現在）

※療育手帳：児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対し交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中・軽度となっている。

※精神障害者保健福祉手帳：精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

### 3 社会資源の状況

#### (1) 社会福祉施設等の状況

##### ①児童福祉施設

国東市における児童福祉施設は、保育所（園）が7カ所、認定こども園が5カ所、児童館が2カ所あります。

#### <児童福祉施設>

施設の種類	施設名称
保育所（園）	竹田津保育所（公立）
	熊毛保育所（公立）
	武溪保育所（公立）
	安岐保育所（公立）
	伊美保育園（私立）
	すこやかクラブ鈴鳴荘（私立）
	来浦保育園（私立）（休園）
認定こども園	富来こども園（私立）
	国東こども園（私立）
	南部こども園（私立）
	むさしこども園（私立）
	安岐中央こども園（私立）
児童館	武蔵児童館
	安岐児童館（休館）

（令和5年3月現在）

## ②高齢者福祉に関する福祉サービスの状況

国東市内における高齢者福祉に関する各種サービスの状況は、以下のとおりです。

### 【居宅サービス】

圏域名	介護保険事業所 (施設)	サービス名												
		介護予防支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	通所介護	通所リハ	介護短期入所生活	介護短期入所療養	福祉用具貸与	福祉用具販売	介護医療院
国見	くにさきケアセンターたんぼぼ	●						●						
	国見病院													●
	老人保健施設大樹	●			●			●		●				
	はるかぜ	●			●	●								
	特別養護老人ホーム姫見苑								●					
	国東市地域包括支援センター国見支所	●												
国東	J A おおいた高齢者福祉センター	●	●											
	老人保健施設メディケア亀寿苑	●						●		●				
	くにさきケアセンターなのみ		●	●				●						
	特別養護老人ホームくにさきの郷								●					
	メディケアアライアンス大地				●	●		●						
	国東中央福祉センター 国東中央クリニック	●	●						●			●		
	おたっしや倶楽部								●					
	健康堂デイサービスセンター							●						
	国東市地域包括支援センター	●												
	ケアプランサービスひなた	●			●									
武蔵	くにさきケアセンターなのはな	●						●						
	はなみずき	●					●		●					
	特別養護老人ホームむさし苑							●		●				
	くにさき翔裕館	●		R 5/9 まで休止				●		R 5/5 まで休止				
安岐	老人保健施設ウェルハウスしらさぎ	●							●		●			
	国東市民病院	●			●									
	特別養護老人ホーム鈴鳴荘	●	●					●		●				

(令和5年3月現在)

※介護サービス情報公表システムに届出していない、または、介護報酬の実績のない事業所は除く。

※介護予防サービスを含む。

※みなし指定である居宅療養管理指導は除く。

## 【施設サービス】

サービスの種類		事業所（施設）名
介護保険施設	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	特別養護老人ホーム姫見苑
		特別養護老人ホームくにさきの郷
		特別養護老人ホームむさし苑
		特別養護老人ホーム鈴鳴荘
	介護老人保健施設	老人保健施設大樹
		老人保健施設メディケア亀寿苑
		老人保健施設ウェルハウスしらさぎ
介護療養型医療施設	あさひクリニック	

(令和5年3月現在)

## 【地域密着型サービス】

サービスの種類		事業所（施設）名
地域密着型サービス	グループホーム	グループホームやまもも
		グループホーム向日葵（R5/3まで休止中）
		さわやかクラブ鈴鳴荘
		さわやかクラブむさし苑
		Gruppo はるかぜ
	小規模多機能型居宅介護事業所	朝来サポートセンター鈴鳴荘
		カトレア
		Plus はるかぜ

(令和5年3月現在)

## 【老人福祉施設】

サービスの種類		事業所（施設）名
老人福祉施設	養護老人ホーム	養護老人ホーム くにみ苑
		養護老人ホーム 松寿園
	有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 花ゆり
		住宅型有料老人ホーム くにさき翔裕館
		介護付き有料老人ホーム くにさき翔裕館

(令和5年3月現在)

### ③障がい福祉に関する各種サービスの状況

国東市における障がい福祉に関する各種サービスの状況は以下のとおりです。

#### <障がい福祉に関する各種サービスの状況>

事業所名 (法人名)	障がい福祉サービス/障がい児福祉サービス									地域生活支援事業※						
	居宅介護	重度訪問介護	短期入所(ショートステイ)	生活介護	就労移行支援	就労継続支援(B型)	共同生活援助(グループホーム)	同行援護	児童発達支援	放課後等デイサービス	一般相談支援事業	特定相談支援事業	地域活動支援センター事業	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス事業
三角ベース/けやき/くすのき荘 (社会福祉法人 共生荘)	●		●	●		●	●				●	●	●			
秀溪園/タイレシ/ぼけつと/いきいきつ子 クラブ/島ホーム/なごみ (社会福祉法人 秀溪会)	●				●	●	●		●	●	●	●	●	●		
輝くピアホーム/山ちゃん/桜ヶ丘 (NPO 法人 輝くピアホーム)						●	●									
一般社団法人 福聚荘						●										
株式会社 えがお						●										
株式会社 国東半島松本農園						●										
鈴鳴荘(社会福祉法人安岐の郷)			●										●			
合同会社 ホウエン						●										
たんぼほ/なのみ/なのはな (社会福祉法人国東市社会福祉協議会)	●	●		●					●					●		●
くにさき福祉サービスセンター(JAおおい)	●	●							●							
あじさい(医療法人二豊会)							●									
共生型グループホーム大空 (一般社団法人 山香倶楽部)							●									
かぼすの丘 (株式会社 創翔の里)									●	●						
Plus はるかぜ (医療法人 ほとけの里)			●													
ルアナの家 オハナの家 (合同会社 クオリティライフ)							●									
キッズステーションわくわく (合同会社イーストウェイブ)									●	●						

(令和5年3月現在)

※地域生活支援事業：障害者自立支援法に基づき、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者個々の能力、適正、状況に応じて市町村が実践する事業。相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業などがある。

## (2) 人的資源の状況

### ① 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員※がいます。

なお、主な職務は、以下のとおりです。

- ・市民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・国東市やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

国東市では119人の民生委員児童委員（うち主任児童委員が9人）が活動しています。

地区名	民生委員児童委員定数 (主任児童委員数)
総数	119 (9)
国見地区	21 (2)
国東地区	50 (3)
武蔵地区	17 (2)
安岐地区	31 (2)

(令和5年3月現在)

### ② ボランティア団体

国東市ボランティア・市民活動センター（国東市社会福祉協議会）に登録のある団体は40団体、登録人数964人となっています。

地区名	ボランティア団体数	登録人数
総数	40	964
国見地区	6	188
国東地区	11	239
武蔵地区	9	137
安岐地区	14	400

(令和5年3月現在)

※主任児童委員：地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整による相談支援などをその職務とする民生委員児童委員をいう。

### ③NPO法人

ボランティア団体とNPO法人は「自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体」という点においては同じですが、ボランティア団体の多くは法人格を持たない任意団体として活動しています。

NPO法人は、公的なサービスでは対応しきれない市民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、市民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

団体名	活動の目的・内容
ボランネットとよさき	高齢者の介護予防や児童の健全育成、環境保全のための各種活動を行い、住みよいまちづくりの推進をめざす
国東市手と手とまちづくりたい	豊かな自然の保護、地域資源を活かした人材育成等、地域経済及び雇用の促進に関する事業を行い、地域活性化に寄与する
輝くピアホーム	障がいのある人に対する生活支援・就労継続支援事業、社会の偏見と差別を排除するための啓発事業、交流事業等を実施
MAKK笑人クラブ	各種スポーツ開催事業、スポーツ少年団等育成事業、学童保育に関する事業、健康づくりに関する事業等の支援、協働事業
国東半島くにみ粋群	観光交流事業、賑わいの空間創造事業、まちづくり活動拠点施設整備運営事業、くにみ人顕彰事業、スポーツ交流事業等を実施
ドリームピエロ	子どもから大人、お年寄りの人々に対して、パントマイム等によるイベント事業で地域住民の心のふれあいと交流を実施
BELL-EPOC (ベル・エポック)	地域の里山づくり支援事業、環境の保全、地域社会の福祉の増進、子どもの健全育成を図る
みずき	精神障がい者・知的障がい者・身体障がい者等に対する生活支援・就労支援を行い、共生して暮らせる社会を築く
ほたる	障がい者及び高齢者に対して自立支援事業や伝統文化の保存・継承に関する事業を行い、魅力あるまちづくりに寄与する
おくすり研究会	くすりの持つ特質及びその使用、取り扱い等について正しい知識を広く生活者に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る
岐部ふるさと興す会	地域の子供から高齢者の方が楽しく暮らし、移住・定住を促進し、人のつながり地域づくりを目的に、地域の維持並びに活性を図る。
国東半島おいしいものづくり倶楽部	農林水産物等のブランド化事業、消費地と生産地との交流事業、人材育成事業

(出典：おおいたNPO情報バンク おんぼ 令和5年3月現在)

#### ④保護司会

保護司は保護司法に基づき、保護観察所長が推薦した者のうちから法務大臣が委嘱します。

保護司会の活動は、犯罪や非行をした人が何らかの処分を受けた後に、社会の一員として、地域社会の中で、再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるよう手助けする団体で、全国的な取り組みとして犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」を展開しています。

本市では24人の保護司が活動しています。

地区名	保護司人数
総数	24
国見地区	3
国東地区	11
武蔵地区	4
安岐地区	6

(令和5年3月現在)

#### ⑤更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざし、関係機関・団体と連携し、地域の犯罪予防活動と、誤って犯罪や非行をした人の立ち直りを支援している全国的な女性ボランティア団体です。本市では120人の更生保護女性会員が活動しています。

更正保護女性会綱領

- 私たちは 一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざします
- 私たちは 更生保護の心を広め、次世代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに、関係団体と提携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります
- 私たちは 知識を求め自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します

## 第 3 章 国東市の地域福祉を取り巻く状況

---

- 1 市民意識調査の実施概要
- 2 地域福祉の現状・課題

## 1 市民意識調査の実施概要

### (1) 目的

第4期国東市地域福祉計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する考えや意識などの実態を把握するとともに、意見を広く聴くことで、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

### (2) 調査設計

○調査地域：国東市全域

○調査対象：1) 国東市内に住んでいる20歳以上の市民 1,300名  
2) 国東市内の高校に通学する高校2年生

○調査期間：令和4年9月9日（金）～令和4年10月7日（金）

○調査方法：20歳以上市民→郵送配布・郵送回収  
高校2年生→学校を通じた配布・回収

### (3) 回収結果

区分	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
20歳以上市民	1,300	537	43.1%
高校2年生	139	136	97.8%
合計	1,439	673	46.7%

## 2 地域福祉の現状・課題

市民意識調査及び各種統計データ等から、国東市における地域福祉の現状と課題を整理しました。

### 【課題①】 高齢者等に対する移動手段の確保（通院や買い物など）

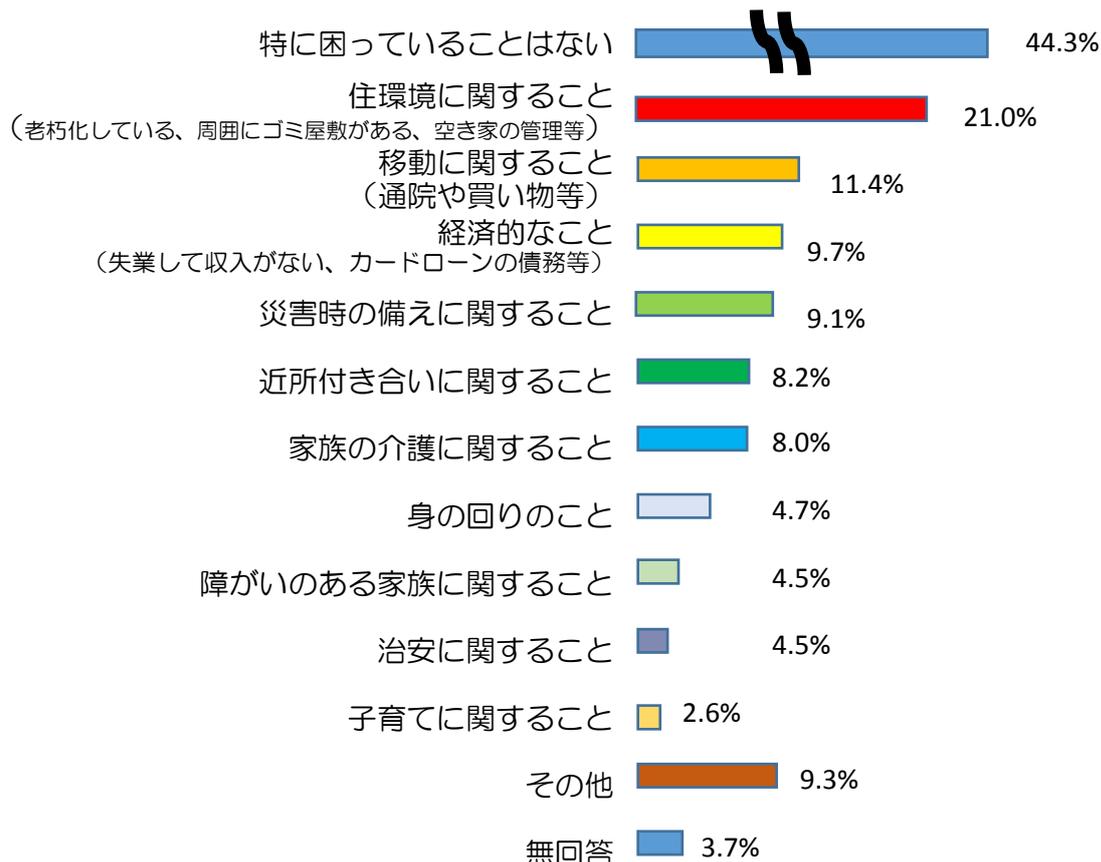
少子高齢化の進行により、路線バス網の確保・維持が困難な状況にあります。また高齢者の運転免許更新が厳格化されてきた状況の中、地域の移動手段の確保が困難な状況が発生しています。

また、市内に限定されますが、住民の共助の力やボランティアにより、買い物や居場所（拠点）までの支援に取り組んでいる地域もあり、地域の共助の力を利用することも身近な移動手段を確保するうえで、有効な方策の一つと考えられます。

（市民の意識調査では）

#### 「あなたは、現在、地域で生活する上で困っていることがありますか」

- 1位・・・「住環境に関すること」21.0%
- 2位・・・「移動に関すること」11.4%
- 3位・・・「経済的なこと」9.7%



※困っていることの1位は住環境に関することですが、回答者の年齢を分析すると30歳代以上で同程度の分布が見られました。選択肢（老朽化している、周囲にゴミ屋敷がある、空き家の管理等）の内容では、様々な要因が考えられるため、今回の地域福祉の課題として分析が困難であります。今後、重要な課題として捉え、困りごとの内容を詳しくみていく必要があります。

日常の困り事として、「住環境に関すること」が最も多い



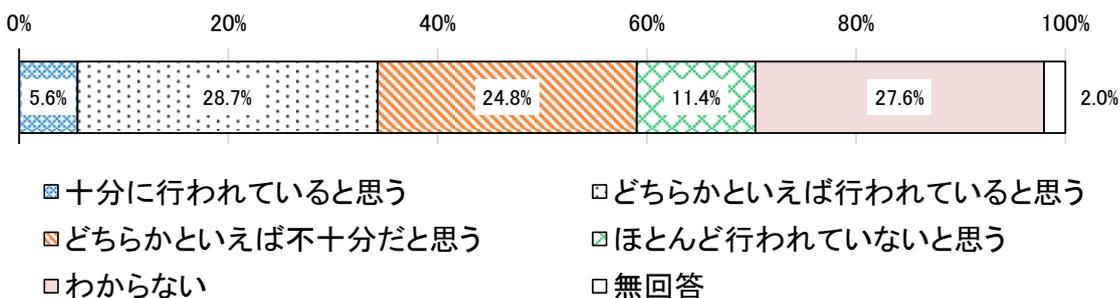
【課題②】見守りが必要な方への支援

障がい者及び高齢者福祉サービスによる支援が必要な人や世帯に対して、効果的に周知する方法を検討する必要があります。また、自助・共助の観点からも、地域での日頃からの付き合い等を通して、良好な関係を築き「支え手」「受け手」という関係を超えて地域にお住まいの方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け取り組む必要があります。

（市民意識調査では）

「あなたのお住まいの地域における一人暮らしの高齢者や認知症の方など支援を要する世帯への安否確認や見守り活動の状況について、どのように感じていますか。」

「どちらかといえば不十分だと思う」や「ほとんど行われていないと思う」「わからない」が63.8%となっており、見守りが不十分と思われます。



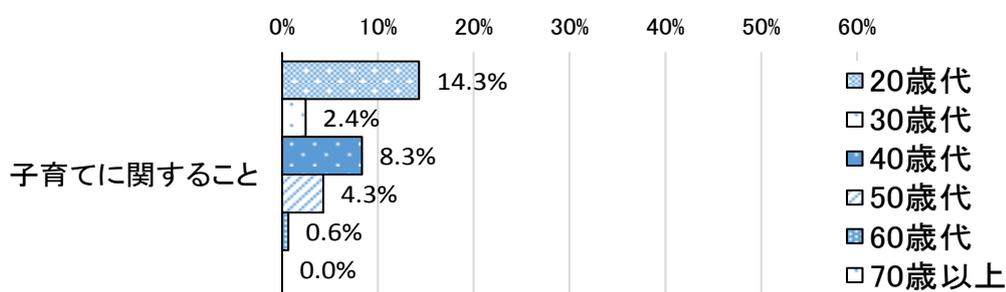
### 【課題③】子育て家庭への支援

子育て中の親同士が、同じような問題や悩みを気軽に共有できる場所の提供や交流機会を創出する必要があります。20歳代の市民の14.3%が、日常生活のなかで「困っていること」として「子育てに関すること」を挙げています。

また、子育て支援サービスの内容や子育て支援グループ等の活動状況等の周知にあたっては、情報発信の方法を見直すとともに、SNSの活用や子育てイベント等を通して、知りたい人に必要な情報が届くように手段やタイミングを工夫する必要があります。さらには、行政からの一方的な情報発信とならないよう、子育て家庭のグループ・ネットワーク作りといった子育て世帯の横のつながりを推進していく必要もあります。

(市民意識調査では)

「地域で生活する上で困っていることがありますか」の回答で「子育てに関すること」と回答した方の年代別



### 【課題④】災害に対する備えと避難時における支え合い・助け合い

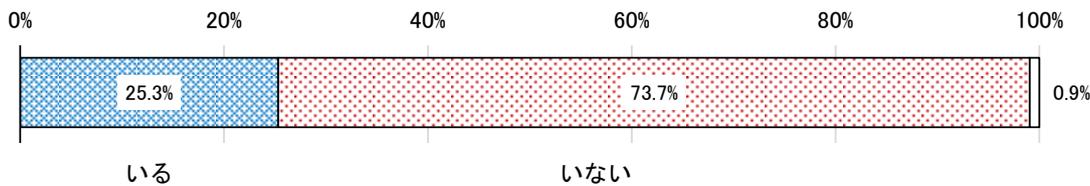
これまで経験したことのない災害が毎年のように各地で発生する状況にあっては、市民一人ひとりが防災意識を持つことは言うまでもなく、地域住民自らが協力して平常時から災害発生時の避難体制や要援護者の避難支援策等を考えておくことが重要です。

また、行政の防災施策と地域の自主的な防災活動や支援活動とを連携させるとともに、緊急時にあっても冷静かつ柔軟に対応できるよう、防災士やリーダー役を担える人材の育成を推進することも必要です。

しかし、避難を支援する側の人材が不足している地域も多く、区長や防災士、民生委員児童委員等を中心に平常時から避難行動マニュアル、避難経路マップ、避難行動要支援者台帳等を作成したり、これらを活用した避難訓練を実施するなど、地域全体で防災意識の啓発と防災対策の充実を図りつつ、少ない人数でも要配慮者等の支援が効果的に行える方法を検討していく必要があります。

(市民意識調査では)

「災害発生時に避難するとき、近くに手助けを頼める人がいますか」



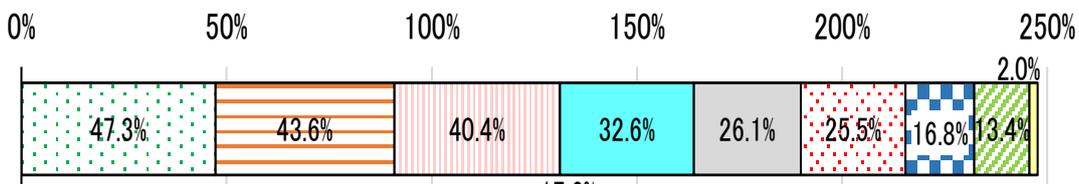
### 【課題⑤】 ボランティア活動の推進

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢・人口減少社会にある中で、今後の地域福祉を支える重要な存在になっていくと考えられます。そのようなことから、ボランティアに関する情報提供や人材の確保・育成等を行うなどボランティア活動の担い手の確保に向けた取り組みの推進が必要と考えられます。

そのために必要な組織づくりや指導者の養成、ボランティア登録の仕組みや方法等、活動を実施するための、さまざまな取り組みを検討する必要があります。

(市民意識調査では)

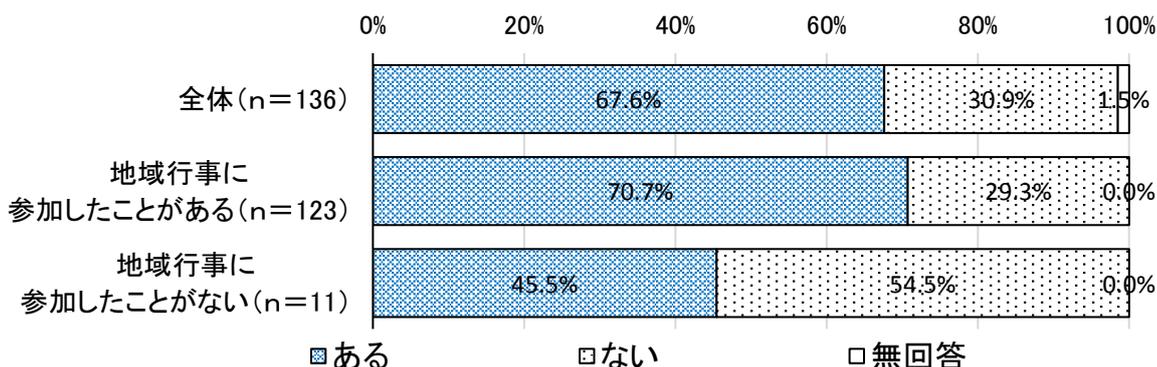
「ボランティア活動を推進していくためには、何が重要だと思いますか。(一般)」



- いっしょに活動する仲間(組織)
- ボランティア講座・活動内容などの情報提供
- 活動のための施設を利用しやすくする
- 職場の理解
- その他
- ボランティア活動にかかる費用への支援
- 指導者の養成
- 家族の理解
- ボランティア活動の登録の推進

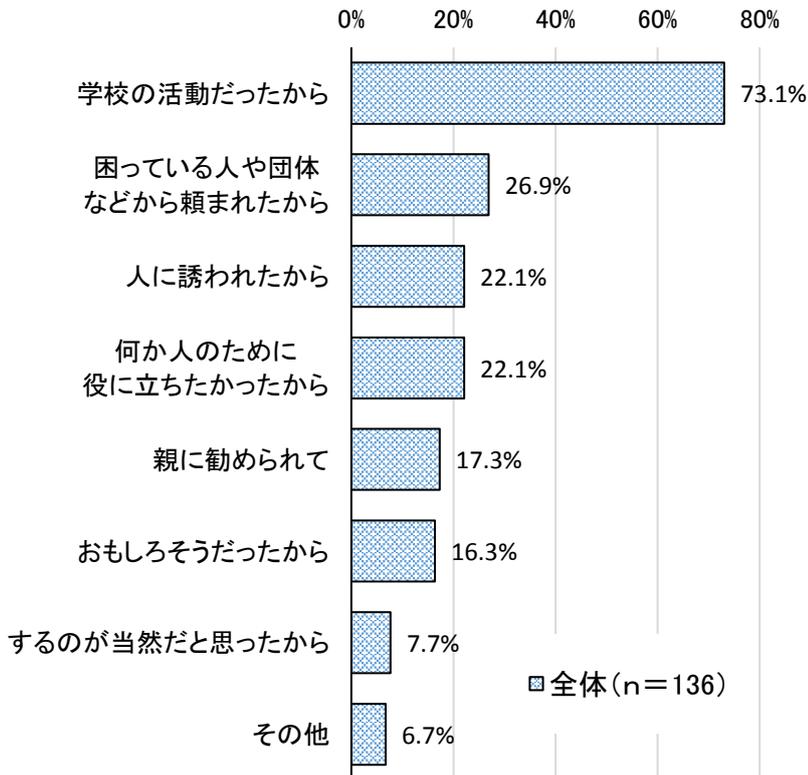
(市民意識調査では)

「あなたは、ボランティア活動に興味がありますか。(高校生)」



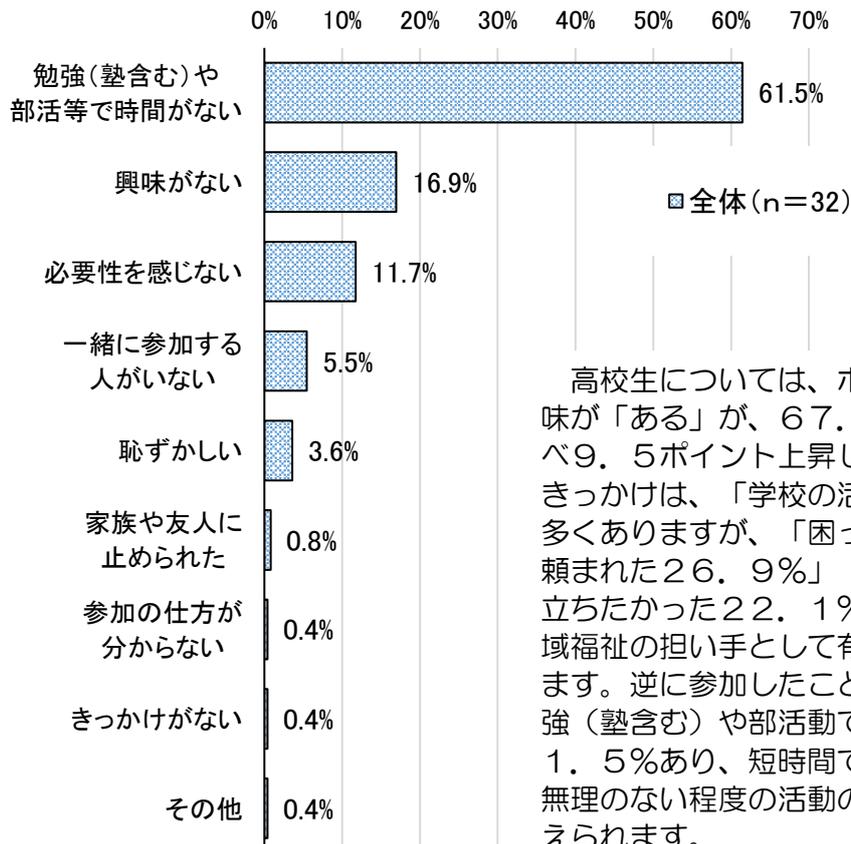
(市民意識調査では)

「ボランティア活動をしたきっかけは何ですか。(高校生)」



(市民意識調査では)

「ボランティアに参加したことがない理由を教えてください。(高校生)」



高校生については、ボランティア活動に興味があるが、67.6%あり5年前に比べ9.5ポイント上昇しています。活動のきっかけは、「学校の活動」が73.1%と多くありますが、「困っている人や団体から頼まれた26.9%」「何か人のために役に立ちたかった22.1%」の意見もあり、地域福祉の担い手として有効的であると思われます。逆に参加したことがない理由は、「勉強(塾含む)や部活動で、時間がない」が61.5%あり、短時間でもできそうな活動や無理のない程度の活動の情報提供も必要と考えられます。

## 第4章 計画の基本事項

---

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系
- 4 重点施策

## 1 基本理念

近年、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、社会構造の変化等により、これまで家庭や地域が持っていた、ともに支え合う・助け合う相互扶助機能が低下しています。

また、高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加はもとより、引きこもりの長期化などに起因するいわゆる「8050問題」、子育てと親の介護が重なる「ダブルケア」及び家族をケアする子ども・若者による「ヤングケアラー」など新たな社会問題も発生しており、生活上の支援を必要とする人の増加が予想されます。

地域における福祉のニーズも多様化・複雑化し、従来の福祉サービスだけでは解決しがたい生活課題も増えており、こうした課題に対応していくためには、地域住民や関係団体などが緊密に連携を深め、地域の中でお互いに助け合う仕組みをつくっていく必要があります。

本市においても、急速な少子高齢化の進行とともに、家族形態の多様化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の変化や個人の価値観の多様化とあいまって、家族や地域における「つながり」の希薄化などに伴う様々な問題があふれています。

このような社会情勢の中、本市では平成20年3月に「国東市地域福祉計画」、平成25年3月に「第2期国東市地域福祉計画」、平成30年3月に「第3期地域福祉計画」を策定し地域の福祉課題の解決に向け取り組んできたところですが、地域を取り巻く環境はその後大きく変化し、新たな生活課題も生じています。

令和5年3月に策定される「第3次国東市総合計画」は、『未来へ、そして宇宙につながる悠久の里 国東』という将来像が定められています。また、その総合戦略プロジェクトとして『時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する』をめざし、地域福祉、防災・防犯、健康寿命、医療、子ども・子育て施策の充実を掲げています。

今回策定する「第4期国東市地域福祉計画」では、この総合計画に掲げられた将来像及び総合戦略プロジェクトを念頭に、第3期計画の取り組み状況や市民意識調査などにより明らかになった課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、自助、共助、公助の視点で地域に関わるすべての構成員がお互いに支え合い、助け合うことで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、家庭や地域における「つながり」が地域福祉の推進には不可欠であることから、基本理念を表すキャッチフレーズとして、引き続き「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」を掲げます。

〈キャッチフレーズ〉

**人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり**

## 2 基本目標

本計画は、当初計画から第3期計画までの基本目標を引き継ぎ、本市における地域福祉にかかわる現状・課題を踏まえ、基本理念の実現に向け、地域福祉の充実をめざす基本的な方針として、次の基本目標を掲げます。

### <基本目標1>

#### 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

地域に暮らすすべての市民が地域の一員として、孤独を抱えずにいきいきと暮らしていけるよう、地域交流やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進、福祉意識の醸成を通じて、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくりを進めます。

### <基本目標2>

#### 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

市民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送るため、情報提供や相談支援などの充実とサービス事業者の育成を図りながら、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを推進します。

### <基本目標3>

#### 支え合い・助け合いの地域づくり

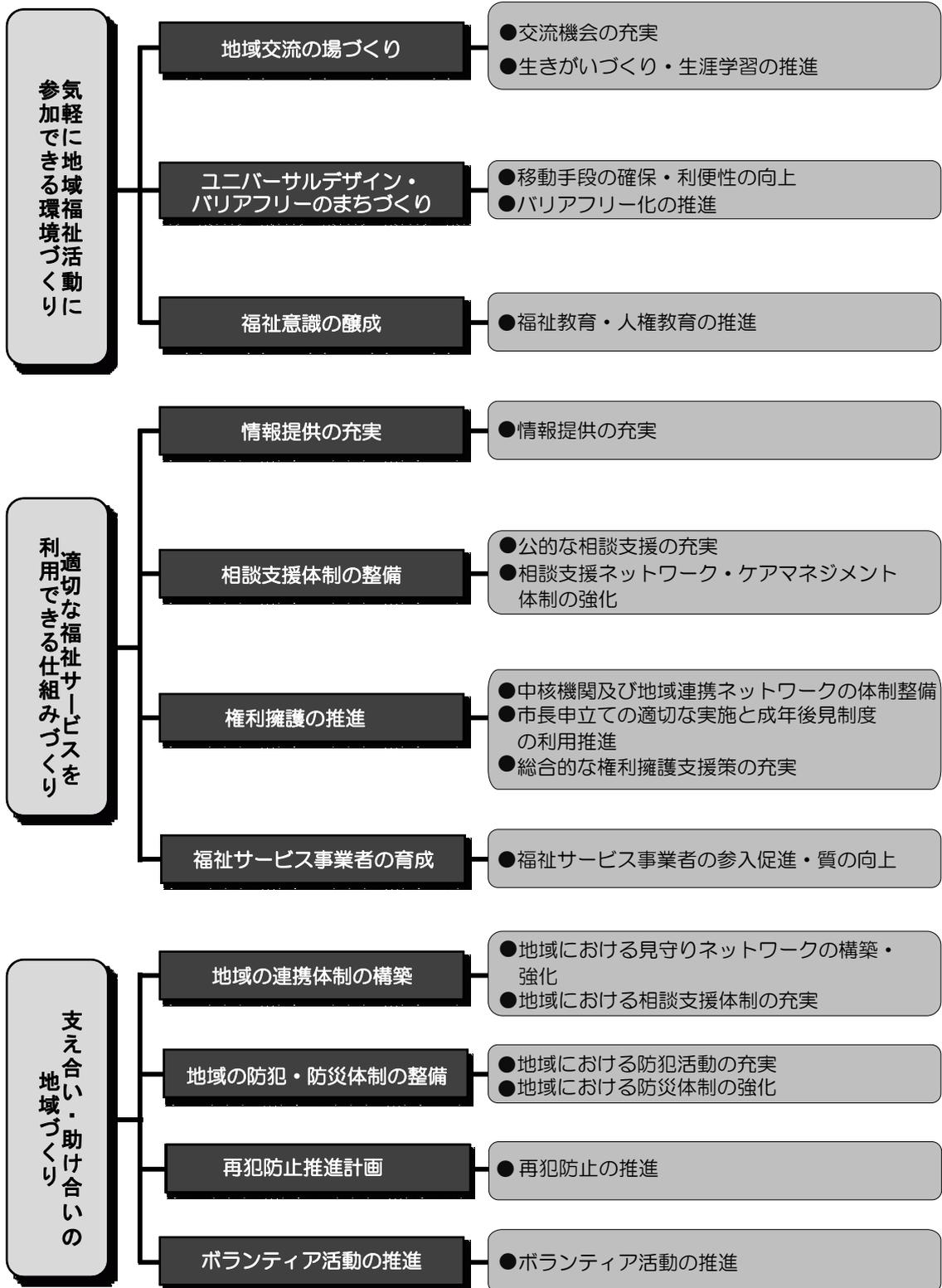
誰もが安心して住み慣れたまちで充実した暮らしを送れるよう、地域の連携体制の構築やボランティア活動への支援、地域における防犯活動の充実や防災体制の強化を図り、福祉サービスをより充実させるため、支え合いや助け合いの地域づくりを進めます。

### 3 取り組みの体系

【基本目標】

【施策の柱】

【具体的な取り組み】



## 4 重点施策

本計画では、以下の3つを重点施策として定め、本市における地域福祉の今後のより一層の推進をめざして実施していきます。

### (1) 地域支え合い活動推進事業の展開

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築が重要となっています。本市では、その取り組みの一つとして、高齢者が健康で元気に日常生活を過ごせるよう「いきいきセルフケア教室」「健康づくり応援教室」や「週一元気アップ教室」「元気高齢者健やかサロン支援事業」等様々な一般介護予防事業を展開しています。また、ウイズコロナ等の感染予防対策におけるフレイル予防・介護予防の取り組みとして、外出自粛の時でも自宅で行うことができるネットワークを活用したオンライン通いの場等で介護予防体操の取り組みを検討するとともに、地域の健康づくりの担い手となる保健推進委員や食生活改善推進協議会など健康づくり組織を育成していきます。

そして、更なる取り組みとして高齢者が常日頃感じている買い物やゴミ出し、掃除等の生活上の「困りごと」を解消するため、社会福祉協議会と協働し、地域住民同士の支え合い活動（自分たちのできる生活支援）の仕組みづくりを行っているところです。

現在市内では、住民同士の支え合い活動の実践地区として平成28年度に、竹田津地区に竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」、上国崎地区に上国崎地区社会福祉協議会「あらたに会」がモデル地区として活動が始まり、平成29年度に、熊毛地区にくまげ支え合いの会「大輪」、旭日地区に「里づくり旭日ネットワーク協議会」、武蔵西地区に「武溪の会」、令和元年度に、豊崎地区で「一村一心の会」が設立され、地域のニーズに応じた取り組みが行われており、他地区においても設立に向けた準備が進められています。今後もこの地域住民同士の支え合い活動が市内全域で行われるよう「くにさき地域応援協議会“寄ろう会(え)”」を中心に、市全域で地域の支え合い活動（地域づくり）を応援していきます。

### (2) 重層的支援体制の推進

重層的支援体制の推進は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮等の各相談支援の取り組みを活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施をめざしていきます。

---

本市では、「庁内連携体制の構築等の取組み」「多機関協働の取組み」「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組み」「参加支援の取組み」「地域ケア会議」「重層的支援会議」等を通じた、多機関連携による支援体制の構築をめざし、取り組みを推進していきます。さらに、社会福祉協議会では「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築をめざしていきます。

なお、重層的支援体制の推進にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携の強化をめざしていきます。

### （３）成年後見制度の普及と利用促進

権利擁護業務は、家族や地域の住民、民生委員児童委員、福祉専門職などの支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の、困難な状況にある場合において、専門的・継続的な視点から支援を行うものです。このような背景をもとに平成 28 年 5 月「成年後見制度利用促進法」が施行され、また翌年 3 月には成年後見制度の推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、さらに令和 4 年度から令和 8 年度の 5 カ年計画で第二期成年後見制度利用促進基本計画も策定されました。

本市では、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方の財産の管理や日常生活の権利を保護するために、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の利用により支援を行っています。今後さらに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まっていくと考えられます。そのために、制度を利用する方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備をめざすものでなければなりません。

国の第二期計画においては、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進をめざしています。本市でも今後、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての市民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支えあいながら、ともに地域を創っていくために、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定め、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などの取り組みを進めていく必要があります。

大分県内でも権利擁護体制の構築にあたり権利擁護センターの設置が進められ、本市では令和元年度より広域型権利擁護センター（豊後高田市・国東市・姫島村）として、豊後高田市社会福祉協議会に委託する形で活動が始まりました。令和 4 年 3 月末において国東市内における法人後見受任数は 10 件でした。その後も受任件数が増加していることから、法人後

見、周知啓発、相談、後見人支援など、身近な支援者として活動が行えるように、令和6年度より広域から本市単独での活動に移行するための準備を進めているところです。

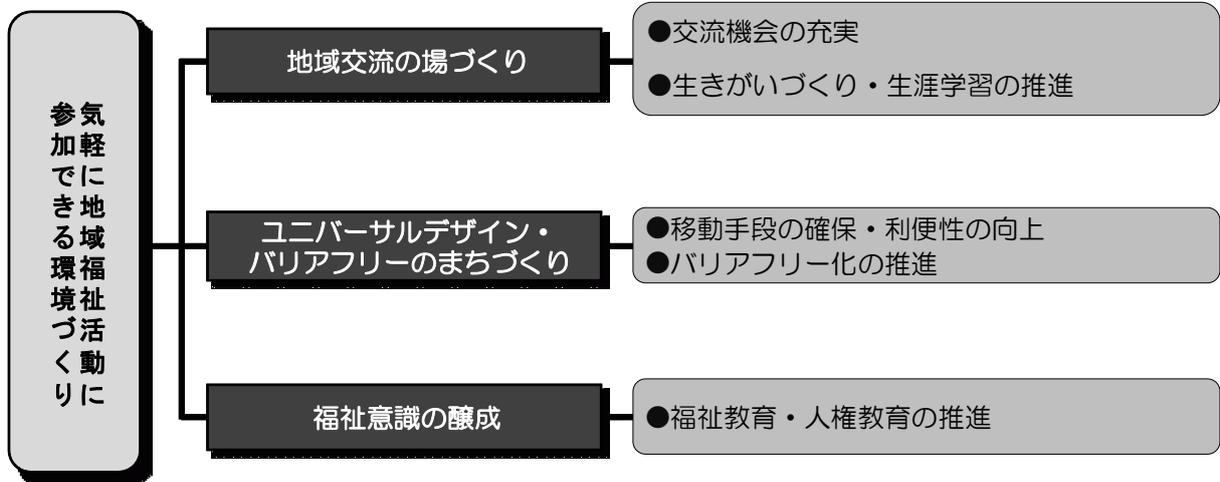
※地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

## 第 5 章 具体的な取り組みと役割分担

---

- 1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり
- 2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- 3 支え合い・助け合いの地域づくり

## 1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり



### (1) 地域交流の場づくり

#### 基本的な考え方

地域福祉を推進していくためには、地域でのふれあいや交流を通じて住民同士の日常的な付き合いを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが大切です。

地域行事への参加の減少などから地域に暮らす人と人とのつながりが希薄化し、地域の連帯感や協調性が薄れています。顔見知りになる機会が持てず、近所に住む住民同士がお互いのことをよく知らないこともあるようです。子育て中の親子、介護が必要な高齢者、障がいのある人やその家族については、さまざまな活動への参加の機会が少ないため、地域社会との交流やふれあいが不足している状況がうかがえます。高齢者と子どもと一緒に利用できるような憩いの場や、同じ悩みを持つ人が気軽に集まって情報交換ができるような交流の場など、地域の中でさまざまな交流の機会を確保することが求められています。

地域福祉活動を推進するうえで、その活動の場を確保することは重要です。気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを活用した地域の拠点づくりが必要です。

誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の実現のためには、サロン活動や地域行事における子どもたちとのふれあい活動などを通じて地域のつながりを強化し、子育て中の親子や高齢者、障がいのある人とその家族の生きがいづくりにつなげていくことが大切です。

#### 事業・取り組み

- ① 交流機会の充実
- ② 生きがいづくり・生涯学習の推進

---

## 事業・取り組み① 【交流機会の充実】

身近な地域において、誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
65歳以上人口における週一元気アップ教室の参加者割合	3.9%	10.0%
元気高齢者健やかサロンの実施地区数	90地区	149地区

#### 自助（私や家族ができること）

- 積極的にあいさつをして、日頃から隣近所との付き合いを大切にします。
- 地域の一員として、地域活動や地域福祉活動に積極的に参加します。
- 子どもとともに地域行事に参加するなど、親子でふれあう時間を持つよう心がけます。
- 地域の交流活動などに積極的に参加し、心身のリフレッシュに努めます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 高齢者や障がいのある人が参加しやすい地域の行事や催し物を開催し、地域行事（文化祭・盆踊りや運動会など）への参加の呼びかけを行います。
- 子育て中の親や子どもたちなどが交流できる子育て支援サークルやサロン活動などを展開します。
- 学校行事に地域住民が参加するなど、学校を通じた地域との交流を図ります。
- 高齢者が気軽に集い語り合えるふれあいサロンなどを身近なところに設けます。
- 地域の高齢者と子どもなどがふれあえる、世代間交流につながる行事や活動を充実します。
- 行事の日程や時間帯、内容など、参加しやすい開催方法を検討します。
- 高齢者や障がいのある人、その家族が気軽に集い、交流できる場や機会を充実します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
週一元気アップ教室の推進	高齢者が容易に通える範囲での通いの場で、住民主体による体操教室の立ち上げを推進します。また、住民主体で開催するため、リーダーとなるボランティアの養成講座、フォローアップを開催します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
元気高齢者健やかサロン事業の推進	高齢者の交流の場、閉じこもり予防のための通いの場となるようサロン事業の推進をします。	高齢者支援課 社会福祉協議会
おれんじのれん（認知症カフェ）の開催	認知症の方やその家族、認知症のことを知りたい地域の方々などを対象に、誰もが気軽に立ち寄り認知症に関する知識や情報を共有したり、悩みを語り合いながら交流できる場としておれんじのれんを開催します。	地域包括支援センター
認知症家族支援プログラム（講座）及びつどいの開催	認知症症状に対する家族の悩みや困りごとに、専門職や介護経験者等から助言をもらい認知症についての学びを深めたり、同じ悩みを持つ仲間と話し合いをする場として開催します。	地域包括支援センター
YOU&あいサンフェスタの開催	障がい者の社会参加の機会を確保し、障がいの正しい理解と普及・啓発を促進する取り組みとして、YOU&あいサンフェスタを年1回開催します。	福祉課

## 事業・取り組み② 【生きがいつくり・生涯学習の推進】

いくつになっても住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、生涯を通じた学習活動や文化活動などを進め、生きがいつくりの充実を図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
公民館*講座数	138講座	138講座

#### 自助（私や家族ができること）

- 住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、自分が必要とする生涯学習・講座等に積極的に参加します。
- 何事にも興味を持ち、趣味や生きがいを見つけることを心がけます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 近所の人で声をかけ合い、誘い合って地域活動に参加します。
- 高齢者の知識や経験を活かした世代間交流の機会の充実を図ります。
- 公民館での生涯学習（学習活動や文化活動）事業を進め、地域住民の生きがいつくりにつなげます。

#### 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
各種公民館事業の推進	生きがいつくり・生涯学習を推進し、地域住民が交流の場を持てる様々な学習機会の提供を行います。	社会教育課
障がい者・高齢者向けの図書宅配サービス事業	在宅の70歳以上高齢者または、障がいのある人で、直接、図書館へ来館できない方に対して、図書の宅配サービスを行います。	図書館

※公民館：地域社会における学習文化活動の基盤としての役割を担う社会教育施設の一つで、昭和24年制定の社会教育法に規定されている。公民館の活動は青年・女性学級、講座・講演会、集会、各種イベントなど幅広く行われているが、主として場の提供、学習機会の提供、地域づくりや文化創造などへの住民参加の探求に大別される。公民館の施設・環境整備は地方自治体の責任であり、小学校区または中学校区ごとに設置されている。

## (2) ユニバーサルデザイン・バリアフリーのまちづくり

### 基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っていくためには、社会参加を妨げる社会的障壁を取り除く必要があります。

合併による広域化や過疎化が進行し、公共交通の整理・統廃合などが進む中、通院や買い物等の日常的な外出時において、十分な移動手段を持たない高齢者が多くなっています。市民が少しでも気軽に外出できる機会が増えるように、民間路線バスが運行されていない地域において、コミュニティバス・コミュニティタクシーを運行したり、交通用具を必要とする地域の実情に応じた住民の移動手段の充実が求められています。生活の基本である移動を年齢や障がいの有無にかかわらず自由に行えるよう、今後の交通手段のあり方について十分な検討が必要です。

公共施設には、高齢者や障がいのある人、小さな子ども連れの視点に立った、利用しやすいトイレやスロープの整備、ドアを大きく開けられる広さのある駐車場などの工夫が望まれています。段差の解消が不十分な歩道など、バリアフリー化の遅れが指摘されており、高齢者や障がいのある人にとっては外出しにくい環境にあるようです。

### 事業・取り組み

- ① 移動手段の確保・利便性の向上
- ② バリアフリー化の推進

## 事業・取り組み① 【移動手段の確保・利便性の向上】

高齢者や障がいのある人などが、外出や通院等の移動に困ることのないよう、民間路線バスの運行維持の支援を行うほか、コミュニティバス・コミュニティタクシーの利便性を高めるとともに、福祉サービスによる移動支援の充実を図り、気軽に利用できる移動手段の確保に努めます。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
市内路線バス利用者数の対前年度増減率	19.9%増	増加率 前年度以上
コミュニティバス・タクシー利用者数の対前年度増減率	4.3%減	増加率 前年度以上

#### 自助（私や家族ができること）

- 交通機関や駐車場を利用する際には、基本的なマナーを守り、高齢者や障がいのある人の利用を妨げません。
- 外出支援サービスや移動支援事業等に関する情報を、積極的に入手するよう心がけます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域行事の開催時などは、地域の住民相互による送迎を行い、協力し合います。
- 外出を支援するボランティアの育成を進めます。
- 地域住民の共助により外出を支援する体制の構築に努めます。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
生活路線運行補助事業	市の公共交通の基幹である民間路線バスを維持するため、運行欠損額の補てんを行います。	政策企画課
コミュニティバス・タクシー運行事業	市内の交通空白地域の解消に向けて、民間路線バスの運行の無い地域において、バス事業者やタクシー事業者の車両と運転手を活用し、乗合型の地域公共交通を整備します。	政策企画課
路線バス利用促進事業	民間路線バスのうち、国東観光バスの回数乗車券綴りを購入された方に、同額規模の乗車券綴りを助成します。また、路線バスやコミュニティバス・タクシーなどの運行情報を周知し、広く利用を促進するため、市内の公共交通の時刻表と路線図を網羅した総合時刻表を配布します。	政策企画課

## 事業・取り組み② 【バリアフリー化の推進】

誰もが安心して積極的に社会参加できるよう、地域の施設や道路について、利便性・安全性の向上のためにバリアフリー化を推進します。また、パンフレット作成時には見やすく分かりやすい工夫を行うなど、ユニバーサルデザイン<sup>※</sup>についての意識啓発にも取り組みます。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
在宅重度障がい者住宅改修事業での助成件数	1件	3件

#### 自助（私や家族ができること）

- ユニバーサルデザインやバリアフリーなどについて学習し、理解を深めます。
- 点字ブロックの上や狭い通路に障害物を置きません。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の公民館等について、利用者が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、必要な整備に努めます。
- ユニバーサルデザインやバリアフリーについて学習会等を開催し、理解を深めます。

#### 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
公共施設や道路のバリアフリー化	公共施設や道路等を新設する場合には、バリアフリー化基準への適合が義務づけられていることから適切に整備します。また、既存施設についても改修時等にバリアフリー化を検討します。	関係課
バリアフリー化に必要な住宅改修への助成	高齢者や障がいのある人が安心して暮らすために必要な一定条件の改修費用の一部に助成します。	福祉課 高齢者支援課
大分バリアフリーマップへの情報提供	高齢者や障がいのある人、小さな子ども連れの方等の利用に配慮するため、県内各種施設等のバリアフリー化の情報を掲載した大分バリアフリーマップへの情報提供を行います。	福祉課

※ユニバーサルデザイン：バリアフリーの考え方を発展させたもので、障がいの有無や年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、誰もが使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。または、実現させていくこと。

### (3) 福祉意識の醸成

#### 基本的な考え方

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加などにより、地域活動への参加が限られるなど、地域における交流の機会が少なくなっています。より多くの市民がさまざまな関わり合いの中で地域福祉を推進していくためには、支え合いや助け合いの心を高めることが大切です。地域福祉に関する話し合いの場や情報の提供を行いながら、交流活動などを通じた支え合いの仕組みづくりの大切さについて広報・啓発を行うことが重要です。市民一人ひとりが周りに対して目を向けることや、地域の出来事に関心を持つことがそのための第一歩となります。

市民が地域福祉活動へ主体的に参画していくためには、子どもの頃からボランティア体験や多様な人々との交流などを通じて福祉への理解や関心を高めるなど、福祉教育を充実していくことが大切です。

また、地域には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど多様な人が生活しています。

誰もが自分らしく、安心してずっと暮らしていけるまちを実現するためには、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、多様な人、生き方への理解を地域の中で広げ、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。住み慣れた地域で誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、ノーマライゼーション※の精神のもと、住民同士がお互いを認め合い、思いやり、支え合う人権意識を高める必要があります。

#### 事業・取り組み

- ① 福祉教育・人権教育の推進

※ノーマライゼーション：高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、家庭や地域の中でその人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い共に生きる福祉社会の実現をめざす理念。

---

## 事業・取り組み① 【福祉教育・人権教育の推進】

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに相手の気持ちを大切に、思い合える心を育むことが大切です。誰もが対等の立場で社会に参画できるよう、市民の福祉教育や人権意識の啓発を推進します。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
人権講座・人権講演会の参加人数	4,280人	6,900人以上
地区人権学習会の参加人数	878人	2,800人以上

#### 自助（私や家族ができること）

- 福祉や人権に関する学習会や研修等へ積極的に参加します。
- 家族の中で高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。

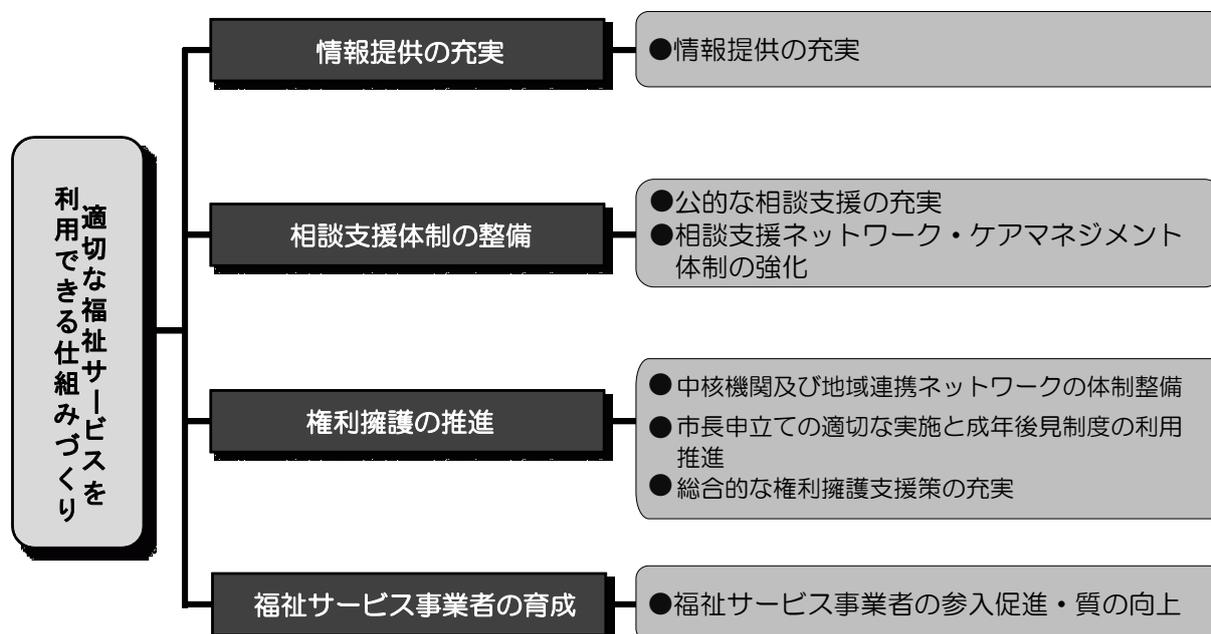
#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域で福祉や人権に関する学習会や研修等を開催します。
- 障がいのある人やその親との交流事業を推進するなど、幼い頃から障がいに対する理解を深めていきます。
- 地域活動やボランティア活動を行い、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
精神障がい者くにさきフォーラムの開催	「心に病」のある方が安心して暮らせる地域づくりのため、精神障がいに偏見を持たずに受け入れてくれる地域づくりの一環として、精神障がい者くにさきフォーラムを年1回開催します。	高齢者支援課 福祉課 社会福祉協議会
地域福祉に関する啓発活動の推進	地域福祉の重要性への理解を深め、地域での交流や福祉活動などへの参加を促進するため、地域福祉に関する講演会や研修会を開催します。	福祉課 社会福祉協議会
人権講座・人権講演会の開催	様々な人権問題に対する理解と認識を深め、差別を解消するために行動し、差別のない「人権のまちづくり」実現に向けた取り組み推進のため、様々な機会を捉えて人権に関する講座や講演会を開催します。	人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課 隣保館
地区人権学習会の開催	差別のない明るい地域社会実現のため、「地区人権学習会」を全ての行政区で開催します。	人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課
男女共同参画社会の実現に向けた取り組み	男女共同参画社会の実現に向け、講演会・研修会の開催、啓発活動等を行います。	政策企画課
学校における人権教育やいじめ防止の取り組み	①教育課程に人権教育を位置づけ、推進を図るとともに、公開授業や講演会等で保護者への啓発を行います。 ②「hyper-QU（集団づくりに役立つアンケート）」を年2回実施し、いじめ等の早期発見・未然防止に努めます。 ③各学校でいじめ防止の基本方針を策定し、その方針に基づく取り組みを行います。	学校教育課

## 2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり



### (1) 情報提供の充実

#### 基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、適切な福祉サービスの利用が可能であるとともに、わかりやすく効果的な情報伝達の仕組みによって、的確かつ容易に情報を得られるようにすることが必要です。

公的な子育て支援や高齢者福祉サービス、障がい福祉サービス及び各種の保健福祉施設の利用について、市の広報誌だけでは十分に理解できないと感じている人が多数みられます。地域住民が活用できる福祉サービス制度や社会資源などについて、ホームページや広報誌、ケーブルテレビなどさまざまな媒体を活用し、わかりやすい情報提供手段の充実が求められています。文書の文字を大きくしたり、図表やイラストを交えるなど情報の受け手の特性に合わせた適切な方法により情報を提供することも大切です。

サービスに関する情報があまり得られず、「どのようなサービスがあるかわからない」「利用するためにはどうすればいいかわからない」という人が多くなっています。情報を必要とする人に対して、適切な情報をわかりやすく、そして速やかに提供できる工夫や定期的な更新を行っているかなどの点検を継続していくことが重要です。

## 事業・取り組み

### ① 情報提供の充実

#### 事業・取り組み① 【情報提供の充実】

身近な場所や機会を利用して、適切な福祉サービス等に関する必要な情報がいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。

#### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
子育て支援サービスに関する広報チラシ等の配布・掲載回数	年3回	年5回
ボランティア活動に関する情報提供	必要に 応じて提供	定期的に提供

#### 自助（私や家族ができること）

- サービスの内容について積極的に情報を得るように努力します。
- 必要としている情報を積極的に行政などに伝えます。
- 回覧板を必ず確認して、速やかに回覧するように心がけます。
- ホームページ、ケーブルテレビ、暮らしの便利帳、子育て支援ガイドブックなどを活用し、行政等から提供される情報の把握に心がけます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の情報を得にくい人に対しては、日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝達します。
- 民生委員児童委員をはじめ、地域福祉に関係する人が、必要な人に必要な情報を提供し、行政窓口につながります。
- 地域の情報提供の手段として回覧板を活用します。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
高齢者福祉サービスに関する情報提供の充実	市・地域包括支援センターの窓口の充実を図ります。 また、出前講座、市民向けフォーラム等で制度の周知を行うとともに、パンフレット、リーフレットを活用し、ホームページ、広報誌、ケーブルテレビなどの各種媒体での提供も積極的に行います。	高齢者支援課 地域包括支援センター
障がい福祉サービスに関する情報提供の充実	障がい福祉サービスに係るパンフレットや県作成の障がい福祉のしおりの配布などにより情報提供を行います。 また、窓口到手話通訳者を配置するなど、適切な情報提供及び意思疎通に努めます。	福祉課
子育て支援サービスに関する情報提供の充実	保育所・こども園・幼稚園や地域子育て支援センターを利用する保護者に向けて、子育て支援事業の広報チラシ配布や子育て支援サイトの紹介を行い、子育ての情報提供を行います。	福祉課
ボランティア活動に関する情報提供の充実	ボランティア活動の情報を集約し、社協だよりやホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら、市民への情報提供を行います。	社会福祉協議会

## (2) 相談支援体制の整備

### 基本的な考え方

サービス利用者が、それぞれに適した福祉サービスを安心して利用することができるよう、必要な助言や相談支援を受けることのできる体制づくりが求められています。

サービス事業者やボランティア団体などのサービス提供者との連携を図りながら、支援を必要とする人の早期発見と問題解決、困難事例等の相談などの対応が必要です。また、多方面からの支援が必要となる相談については、関連する各専門機関や団体などが情報を共有し、連携強化を図りながら、総合的な相談支援体制の充実を図ることが重要となります。

適切なサービスの活用にあたっては、利用者やその家族が安心して必要なサービスを受けることができるよう、福祉・医療・保健分野などの関係機関やサービス事業者はもとより、地域住民が担い手となる地域福祉活動との協力・連携を強化したケアマネジメント体制を整えることが必要です。

また、複雑化、複合化した課題や分野別では解決できない事例を重層的支援会議の開催により包括的な総合支援に応じることが可能になり、地域課題の解決につなげることが重要です。

### 事業・取り組み

- ① 公的な相談支援の充実
- ② 相談支援ネットワーク・ケアマネジメント体制の強化

## 事業・取り組み① 【公的な相談支援の充実】

相談支援を充実するために専門職を配置するなど、関係部署・機関との連携を図り、相談者の多様なニーズに適切な対応ができる相談体制の充実を図ります。

就労や住まい、家計など生活困窮者が抱える複合的な問題に対しては、民生委員児童委員、隣保館、社会福祉協議会等の関係機関との連携を図りながら、各種支援を包括的に行うとともに、自らSOSを発しにくい生活困窮者が市報・周知媒体に触れることができるように、制度や相談窓口についての周知を図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
介護支援専門員のスキルアップ研修	ケアネット18回 (3カ所×6回) 従事者研修1回	ケアネット18回(3カ所×6回) 従事者研修1回
子育て支援拠点を利用した地域交流の実施回数	コロナ禍で未実施	年2回

#### 自助（私や家族ができること）

- 広報誌やホームページ等を利用して、日頃から各種相談窓口の把握に心がけます。
- 不安や悩みがある場合には、一人で悩まずに、各種相談窓口を積極的に活用するよう心がけます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 各種相談窓口の活用を呼びかけます。
- 専門的な相談支援が必要な人については、適切に行政機関へつなげていきます。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進行に伴い、多様な相談（認知症含）が増える中、適切な人員を配置し対応・支援ができる体制づくりに努めます。また、介護支援専門員のスキルアップにつながる研修の場をつくります。	地域包括支援センター
地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が交流する場を提供します。また、季節の行事を行ったり、子育て情報の提供や子育てに関する悩みや不安などについて相談支援を行います。	福祉課
障がい者相談支援事業の充実	関係機関と連携しながら福祉サービスの情報提供や各種アドバイスなどを行い、障がいのある人やその家族が安心して自立した生活を送れるように支援します。	福祉課
発達障がい児相談支援事業の充実	保育所や放課後児童クラブ等の施設に巡回等支援を実施し、支援を必要とする子どもたちのための環境づくりを図るとともに、施設等の支援を担当する職員に対して障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	福祉課
生活困窮者自立支援制度の推進	生活に困窮する方、またはその恐れのある方に対する総合的な相談支援を行い、個別に包括的な支援を行います。また、関係機関・団体と連携し、地域での見守りや地域活動への参加促進を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
健康に関する訪問や相談活動の充実	市民や関係機関からの相談に応じ、他機関等と連携して対応します。また、ここ数年、外出を自粛する傾向にあることから健康や疾病に関する相談会等を広く周知し、適切なアドバイスを行います。	医療保健課
乳児家庭全戸訪問	乳児がいる全世帯を対象に訪問を行い、乳児の発育の確認や母親等の育児不安に早期に対応します。また、予防接種、健診のスケジュール案作成や地域子育て支援センター等の情報提供を行い、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図ります。	医療保健課

## 事業・取り組み② 【相談支援ネットワーク・ケアマネジメント体制の強化】

福祉・医療・保健などの異なる専門分野に及び内容の相談に対応していくため、行政機関や専門の相談機関、各種団体等を活用した相談支援ネットワークの構築・強化を進めます。また、個人に適したサービスを包括的に提供するため、ケアマネジメント機能を充実し体制の強化を図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
地域ケア会議の開催回数	年24回	年24回 (介護度の軽度化を図る)
重層的支援体制の整備	未実施	体制の整備

#### 自助（私や家族ができること）

- サービスを利用する際やケアプランを作成するときには、利用者として支援者の援助を受けながら、自分の意向をしっかりと伝える姿勢を大切にします。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 専門的な支援の必要性を把握した時には、速やかに適切な行政機関へつないでいきます。
- 公的機関が整備・調整を図る各種相談支援ネットワークへの参加・参画が求められた時には、積極的に協力していきます。
- 虐待に対しては、早期発見、早期対応が非常に重要です。虐待や暴力などを受けたと思われる高齢者や障がいのある人、児童等を発見した場合は、行政機関へ速やかに報告します。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域ケア会議の充実	高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、地域包括支援センターや介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントを通じて高齢者の自立支援を促します。また、個別の事例検討から地域における生活課題を抽出し、その解決に向けた方策を検討し実行します。	高齢者支援課
障がい者地域自立支援協議会の充実	障がいのある人がその有する能力や適性に応じ自立した生活を送ることができるよう、関係機関や福祉サービス事業者などと連携して地域の課題として情報を共有し、課題の改善・解決につなげます。	福祉課
要保護児童対策地域協議会 <sup>*</sup> の充実	関係機関と連携しながら、児童虐待の対応に取り組みます。また、児童福祉施設等の職員に向けた児童虐待防止研修を実施します。	福祉課

※要保護児童対策地域協議会：平成16年の児童福祉法改正により法定化された、市町村における家庭児童相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする、要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワーク。

---

### (3) 権利擁護の推進（国東市成年後見制度利用促進計画）

#### 基本的な考え方

家族や地域住民、民生委員児童委員、福祉専門職等の支援だけでは十分に問題が解決できない場合や、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある場合において、専門的・継続的な視点から支援を行うため、「国東市成年後見制度利用促進計画」を策定し、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して尊厳ある生活を継続できるように、利用促進を図ります。

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない方の財産や権利を保護するため、成年後見人等が支援していく制度です。国の第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークの一層の充実などを基本的考え方としています。権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、地域や福祉・行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みです。

本市では、地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを計画策定の目的とします。そして、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

#### 国東市成年後見制度利用促進計画

本計画の位置づけは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

計画期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

#### 事業・取り組み

- ① 中核機関及び地域連携ネットワークの体制整備
- ② 市長申立ての適切な実施と成年後見制度の利用推進
- ③ 総合的な権利擁護支援策の充実

### 事業・取り組み① 【中核機関及び地域連携ネットワークの体制整備】

本人らしい生活を守るために、必要な方が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要としている方が地域社会に参加できるようにするため、地域・福祉・行政・法律専門職団体などと連携し支援する、地域連携ネットワークの構築を目指します。そのためには、中核となる機関の設置が必要となります。中核機関については、地域と深い繋がりがあり、すでに判断能力が十分でない人の支援を行う日常生活自立支援事業を実施している国東市社会福祉協議会と委託の協議を行っています。

現在、広域型成年後見支援センターとして委託をしている豊後高田市社会福祉協議会より、令和5年度末をもって広域型の委託解消の申し出を受け、国東市社会福祉協議会として国東市の方の法人後見業務を新たに引き継ぐことも検討しているため、中核機関を委託した場合には、市としても国東市社会福祉協議会と連携して活動を行い、(ア) 広報機能 (イ) 相談機能 (ウ) 成年後見制度利用促進機能<受任者調整・担い手の育成、活動の促進> (エ) 後見人支援機能 (オ) 不正防止機能 の段階的な整備をめざします。

#### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
成年後見制度*に関する市民向け講演会の開催	年1回	年1回
市民後見人養成講座受講者(担い手の育成)	10人	30人

※2年に1回の養成講座の開催(翌年はフォローアップ研修をする予定)

#### 自助(私や家族ができること)

- 人権尊重の意識を持ち、すべての人に思いやりを持って接するよう心がけます。
- お互いの権利を尊重します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身に付け、必要に応じて利用します。

#### 共助(地域の中で取り組むこと)

- 個人情報の取り扱いや個人の権利について、十分注意を払います。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を深めるため、講演会や研修等に参加します。
- 地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようなネットワークづくりに参加します。

**公助（行政が進めること）**

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
成年後見制度の普及と利用促進	本制度の利用促進に向け「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。あわせて、広報・普及啓発や各種相談機関との連携を図りながら相談体制整備を強化し、制度が必要な方に適切な相談対応や支援を行います。	地域包括支援センター 福祉課 社会福祉協議会

**事業・取り組み②【市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の利用推進】**

成年後見制度の利用が必要でありながら、自ら申し立てることが困難な場合や申し立てる親族がない場合は、市長申立てを行います。また、虐待事案やセルフネグレクトへの支援としても、積極的に市長申立てを活用します。そのために、制度が必要な人を発見し、相談に繋がれるよう、地域連携ネットワークの整備を進めます。

申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない場合は、費用の負担や報酬の助成を行い成年後見制度の利用を支援します。

**自助（私や家族ができること）**

- 相談ができる窓口の情報収集と必要に応じた利用をします。

**共助（地域の中で取り組むこと）**

- 地域で身寄りのない独居高齢者等で、制度が必要な方を発見した時には、相談に繋げるように心がけます。
- 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等、高齢者や障がいのある人を狙った消費者被害を防止するため、地域での見守り活動などで支え合います。

**公助（行政が進めること）**

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
成年後見制度利用支援事業の推進	市長申立てマニュアルの作成と相談を受けてからスムーズに申立てができるような体制づくり 経済的な事情で制度利用ができないようなことにならないように、費用負担や報酬の助成を行う。	関係課

・事業・取り組み③ 【総合的な権利擁護支援策の充実】

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、日常生活自立支援事業等との連携、体制強化を図ります。市民後見人養成研修修了者が意思決定支援の活動ができるように、日常的な相談に応じるとともに必要な場合には専門職や家庭裁判所、その他の関係機関と連携しながら支援していきます。また、サービスの利用者がサービス利用において問題が生じた場合に、サービス事業者との間で弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応を図ります。

**自助（私や家族ができること）**

- 苦情相談窓口を積極的に活用するよう心がけます。
- サービス事業者と対等な契約関係であるという認識を持ち情報収集を心がけます。

**共助（地域の中で取り組むこと）**

- サービス利用者が不利益を被っている場合は、関係機関に相談するよう働きかけます。
- サービス事業者は、地域福祉の推進に向けた重要な担い手という認識のもと、利用者の権利擁護のため、利用者からの苦情解決には真摯に対応します。
- サービス事業者は、苦情相談窓口及び第三者委員会を設置し、苦情の適正な解決に努めます。

**公助（行政が進めること）**

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
福祉サービス利用者への苦情解決制度の周知	福祉サービスの利用者に苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進し、万一の場合には迅速な対応を図ります。	関係課
福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発	福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発を進め、利用者が適切にサービスを利用できるように支援します。	関係課
日常生活自立支援事業の利用の周知・推進	判断能力が低下してきた方の意思決定支援のために、社会福祉協議会と連携して対応を図ります。	関係課

---

## (4) 福祉サービス事業者の育成

### 基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域の中で充実した生活を送るためには、それぞれの生活課題に対応したきめ細やかな福祉サービスが提供されることが大切です。

高齢者や障がいのある人の中には制度的に整備されたサービスだけでは支援が不十分な人がみられます。また、今後は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴って、サービスの活用を望む人の数も増加していくものと考えられます。社会福祉法人のみならず、NPO法人などのさまざまなサービス提供者が、それぞれの特性を活かしながら事業を展開し、サービスの質的向上や利用者の選択の幅を広げ、必要と見込まれるサービス量を確保することが必要となります。

また、利用者が安心してサービスを活用できるためには、第三者評価の導入をサービス事業者に働きかけるなど、サービスの質の向上を図るための取り組みを推進します。

### 事業・取り組み

- ① 福祉サービス事業者の参入促進・質の向上

### 事業・取り組み① 【福祉サービス事業者の参入促進・質の向上】

利用者の選択の幅を拡大させるため、福祉施策やサービスの利用状況などに関する情報提供や相談・助言を行い、幅広い事業主体が福祉サービスへ参入することを促進します。

また、研修会などを実施してサービスの質の確保に努めるとともに、第三者評価制度の導入やサービス実施の適正化を啓発することによって、サービス事業者の質の向上を図ります。

#### 自助（私や家族ができること）

- サービスの利用者として、サービス提供者にさまざまなニーズを発信します。
- サービスを利用する際には、情報入手に努め、優良なサービス事業者を選択することを心がけます。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- サービス事業者等は、地域福祉の向上を担う貴重な資源として、利用者ニーズと地域特性を踏まえ、地域の中で不足しているサービスの実施・創出に努めます。
- サービス利用者のニーズに的確に対応していくため、サービスの質を向上させるとともに、新しい分野を積極的に開拓していきます。
- 他の事業所と意見交換するなど、お互いに連携を図り、サービスの質を高めていく仕組みづくりを進めます。
- サービス事業者は、サービスを担う社会的使命を認識し、適正な事業運営を図っていきます。

#### 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
多様な福祉サービス事業者の参入促進	市民の福祉ニーズに応じた新しい福祉サービス事業者の参入を促進します。	関係課
福祉サービス事業者の質の向上	関係機関と連携し、福祉サービス事業者の向上に向けた研修会を実施します。 また、サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用してサービス事業者を選択するよう啓発に努めます。	関係課
福祉サービスに携わる人材の確保と育成	介護人材の就労に対する助成事業等を設け、福祉サービスに携わる人材の確保や育成に取り組みます。 また、処遇改善加算や補助金などの制度により、介護人材、ヘルパー、保育士等の福祉に関わる人材の拡充に努めます。	関係課

### 3 支え合い・助け合いの地域づくり



#### (1) 地域の連携体制の構築

##### 基本的な考え方

地域の中には、さまざまな人々がそれぞれに悩みや不安を抱えて生活をしています。介護、障がい、子育て、貧困等世帯が抱える課題は多様化・複雑化しており、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立してしまう高齢者、障がいのある人やその家族、子育て中の家族もみられます。地域の中で安否確認や地域での見守り体制を整え、地域の横のつながりを強化することが必要です。

また、近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより地域のつながりが希薄化し、身近な生活課題に対して支え合い・助け合う相互扶助機能も低下しています。地域の中での見守りネットワークによる活動を通じ、さまざまな問題を抱える人たちを早期に発見するとともに、気軽に相談できる体制を地域の中で整備していくことが求められています。

##### 事業・取り組み

- ① 地域における見守りネットワークの構築・強化
- ② 地域における相談支援体制の充実

### 事業・取り組み① 【地域における見守りネットワークの構築・強化】

地域の中で悩みや問題を抱えた人が孤立したり、登下校時の子どもたちが危険に巻き込まれたりしないよう、積極的な訪問活動や地域の見守りを行うネットワークづくりを推進します。

#### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
地域ふれあいネットワーク会議設置率	73.2%	100.0%
地域支え合い推進員及び協議体の設置数	推進員配置数 6人 協議体数 7 協議体	推進員配置数 6人 協議体数 21 協議体

※協議体数には、第1層～第3層を含む。

#### 自助（私や家族ができること）

- 隣近所で声をかけ合い、日頃から近所づきあいを大切にします。
- ひとり暮らし高齢者のごみ出しなど、日常の困りごとに対する助け合いを大切にします。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域ふれあいネットワーク等を見守り活動を充実させるため、各種団体等で情報の共有や連携の強化を図ります。
- 身近な地域の中で見守り活動を組織的に進めていくため、見守りネットワークの構築・展開を図っていくことを話し合う場を設けます。
- 見守り活動を通じて要配慮者の連絡網を作成し、緊急時も含めた支援体制づくりを進めます。
- 子どもたちと交流を深めながら交通安全や防犯を進めるため、登下校時の見守り活動を充実・強化します。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ声をかけ、訪問活動を充実・強化します。
- 地域の中で支え合う仕組みづくりをめざします。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域ふれあいネットワーク会議の支援	高齢者の見守り支援を拡大し、健康で安心できる生活環境づくりを目指すために市内全行政区でのネットワーク会議の結成を目指します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
緊急通報システム <sup>*</sup> の利用促進	ひとり暮らし高齢者の急病又は災害等の緊急時に迅速な対応を図るため、緊急通報システム装置の設置を推進します。	高齢者支援課
地域支え合い活動支援事業の展開	生活支援サービスの充実のために、次の取組みを推進する地域支え合い推進員及び協議体の設置を勧めます。 ①高齢者を支援の担い手となるよう養成し、支援の場につなげます。 ②生活支援サービスの提供主体として、多様な主体のネットワークを構築します。 ③支援を必要とする高齢者のニーズに合ったサービスを提供する体制を整備します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークの推進	認知症の方や見守りが必要な高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、協力機関からの情報提供や協力を得ながら地域での見守りを推進します。 また、行方不明になり警察に捜索願が出された際、協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力いただき早期発見・保護につなげます。	地域包括支援センター
あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用促進	高齢者世帯等の安心・安全な暮らしを守るため、民生委員児童委員の協力を得ながら、あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用促進及びキットに入れている記入事項の定期確認を行います。	福祉課

※緊急通報システム：ひとり暮らしの高齢者や身体障がいのある人、昼間独居・高齢者夫婦世帯などが、体調の変化、転倒、火災などの緊急事態が起こった時に緊急通報装置を使用し、あらかじめ設定してある親族や近隣住民・民生委員などの協力員宅に迅速に連絡するシステム。

**事業・取り組み② 【地域における相談支援体制の充実】**

地域における相談活動の活性化に努めます。地域ぐるみで悩みや問題を解決できる仕組みづくりを進めるとともに、必要に応じて行政やその他の関係機関につなげ、相談支援体制の充実を図ります。

**(主な評価指標と目標)**

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
民生委員児童委員定例会における事業・制度等の説明回数	年6回	年8回
ファミリーサポートセンター会員登録人数	103名	110名

**自助（私や家族ができること）**

- 声かけ等により近隣との日常的なつながりを大切にします。
- 民生委員児童委員や隣近所の人たちとのかかわりを持ち、地域の中で相談できる人をできるだけ多くつくります。
- 不安や悩みがある場合には、一人で悩まずに地域の中で相談活動に携わる人たちに積極的に相談するよう心がけます。

**共助（地域の中で取り組むこと）**

- 家族や本人が気軽に相談や話をする事ができる窓口や場を設けます。
- 専門的な相談支援が必要なときには、適切な行政機関へとつなげていきます。

公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
地域健康づくり活動組織の充実	保健推進委員や食生活改善推進協議会などの地域健康づくり組織が、地域のリーダーとして活動することを支援します。	医療保健課
民生委員児童委員活動の支援	民生委員児童委員として必要な知識を身に付け、地域住民と行政とのつなぎ役としての役割を十分発揮できるよう社会福祉協議会と連携しながら、各種研修会への積極的参加、定例会の活性化、各種活動の充実につなげるために必要な支援を行います。 また、福祉に関する制度、防犯・防災、市が実施する福祉事業等に関する説明を行うことで相談や訪問活動時に役立ててもらおうとともに、日々の活動の負担軽減を図ることで民生委員児童委員の人材確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
ファミリーサポートセンター事業*の推進	事業周知を行いながら「子育ての援助をしてほしい会員」と「子育ての援助ができる会員」を募集します。また、援助会員への研修会や会員同士の交流事業を実施します。	福祉課
無料法律相談会の開催	弁護士、司法書士による無料法律相談会を市内地区ごとに年間2回計8回開催します。	社会福祉協議会

※ファミリーサポートセンター事業：地域における育児の相互援助活動を推進するため、育児の援助を受けたい人と育児の支援を行いたい人を会員として組織化し、会員間の相互援助活動の調整その他の業務を行い、子育て家庭を地域で支援し、保護者が安心して育児ができる環境を整える児童福祉の向上を図る事業。）

## (2) 地域の防犯・防災体制の整備

### 基本的な考え方

火災や地震などの災害時においては、家庭や地域におけるつながりの希薄化などにより、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について少しでも被害を減らせるよう、地域で要支援者の情報が共有され、災害時の安否確認・避難支援といった初期支援が地域における共助を中心に行われる仕組みづくりを進めていく必要があります。生命の危険に大きく関わるため、災害発生時の避難体制、被災後の支援体制を整える必要があります。避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成を推進するとともに、地域の中で防災訓練を行うなど、地域全体で防災・減災対策の充実を図っていくことが大切です。また、行政の防災施策と地域の自主的な防災活動や支援活動とを連携させることも重要です。

最近では、児童の登下校時の犯罪被害や高齢者の悪徳商法被害など、市民が犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。地域の中で子どもたちが安心して遊べるように、また、市民が悪徳商法や契約トラブル等にあわないように、地域住民がお互いに声かけや見守りを行うなど、地域ぐるみで自分たちの安全を守る意識を醸成し、地域住民が協力して防犯に取り組む必要性が高まっています。

### 事業・取り組み

- ① 地域における防犯活動の充実
- ② 地域における防災体制の強化

## 事業・取り組み① 【地域における防犯活動の充実】

子どもや高齢者、障がいのある人をはじめ、あらゆる地域住民が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室の開催や広報誌等を通じた意識啓発をはじめ、地域の中でパトロールを行うなど防犯活動の充実を図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
行政区における防犯灯設置要望箇所の設置率	100.0%	100.0%
評価指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
消費生活相談・出張相談・啓発講座の実施	相談件数 102件 出張相談 9回 啓発講座 5回	相談件数 100件 出張相談 9回 啓発講座 5回 街頭啓発 4回

#### 自助（私や家族ができること）

- 声かけ運動や地域における防犯パトロール活動に積極的に参加します。
- 常に防犯意識を持ち、特に見知らぬ人等の行動に注意します。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 高齢者や地域の人たちによる登下校時の見守り活動を行います。
- 一人で登下校しないよう、集団での登下校を学校に呼びかけます。
- ボランティアや各団体の連携を図り、地域での安全パトロール（見守り隊）を全市に広げて実施します。
- 悪徳商法に関する情報の共有を図り、被害に遭わないよう呼びかけます。
- 地域行事を活用しながら、定期的な防犯教室を開催します。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
防犯灯設置事業	夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や、防犯上不安のある場所に設置し安心・安全の地域づくりをめざします。	総務課
子ども連絡所設置事業	子どもたちが、登下校時や公園・広場などで知らない人から声をかけられたりした時に、助けを求めることのできる民家、商店、事務所などに設置し安心・安全の地域づくりをめざします。	教育総務課
消費生活相談の充実	国東市消費生活センターは、悪質商法・契約トラブルなど、消費生活に関する相談業務を行っています。また、消費者トラブルを集約しながら、消費者トラブルに巻き込まれないよう、正しい知識を身につけて頂くよう啓発にも力を入れていきます。	活力創生課

## 事業・取り組み② 【地域における防災体制の強化】

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時からお互いに顔の見える関係をつくり、地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。行政区を中心に展開されている地域支え合い活動では、避難行動要支援者の情報について支え合い対象者名簿として提供し、地域と情報を共有することで、平常時からの見守り活動を推進していきます。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
避難行動要支援者名簿登載者のうち平常時からの事前提供同意率	53.4%	70.0%
福祉避難所開設訓練の実施	未実施	年1回

#### 自助（私や家族ができること）

- 日頃から、非常持ち出し品の準備や避難場所や防災設備を確認しておきます。
- 地域で行われる防災訓練に積極的に参加します。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 緊急時の連絡網等への加入を促進し、緊急連絡体制を整備します。
- 地域で、日頃から緊急時の体制を整えます。
- 災害時や緊急時における要配慮者の把握を行います。
- 災害時などの緊急時に、高齢者などの支援を必要とする人を避難させるための組織をつくります。
- 防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、防災教室などの開催を行います。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
区長・防災士合同研修会の充実	災害発生直後から初期段階における活動については、自助と共助で対応していく必要があります。また平常時についても、自助・共助による防災活動の重要性等を啓発する地域活動の担い手として区長・防災士の研修会の充実をめざします。	総務課
防災・減災に向けた啓発活動	国東市防災避難訓練を行います。風水害等接近に伴う注意喚起の防災行政無線放送、市ホームページ・広報誌等による災害啓発を行い、市民一人ひとりが日頃から具体的な行動（事前の備え）に着手することによって、安心・安全なまちづくりをめざします。	総務課
福祉避難所の整備	指定福祉避難所の機能充実を図るため、各福祉避難所に対して備蓄物資の配備を行います。 また、福祉避難所の開設・運営事例がないことから、要援護者の受け入れが円滑に行えるよう避難所の開設・運営訓練を実施し、受け入れ体制づくりを進めます。	福祉課
避難行動要支援者の支援体制の充実	高齢者や障がいのある人などが、平常時からの見守りを通じて災害時等における支援を地域の中で受けられるよう避難行動要支援者名簿の事前提供への同意を推進し、避難時の支援者となる自主防災組織や民生委員児童委員等に提供します。 また、提供された情報を元に各地域において個別支援計画の作成・活用が図られるよう周知啓発に努めます。	福祉課

---

### (3) 国東市再犯防止推進計画

#### 基本的な考え方

全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。本市では近年おおよそ30～40件/年で推移しており、横ばい傾向となっています。今後とも安心して安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。

犯罪をした人等の中には、社会復帰後に住居や就労先がない場合や、貧困、疾病などの様々な生きづらさにより、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくないことから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要です。

#### 事業・取り組み

- ① 再犯防止の推進

#### 計画の位置づけ及び期間

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として位置づけられているものです。

計画期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

### 事業・取り組み① 【再犯防止の推進】

犯罪をした人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、再犯防止に向けた地域ぐるみの支援体制を整備し、適切な支援が受けられる地域づくりに取り組みます。  
そして、誰もが社会の一員として尊重され支え合う地域共生社会の実現をめざします。

#### 自助（私や家族ができること）

- 犯罪をした人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援します。

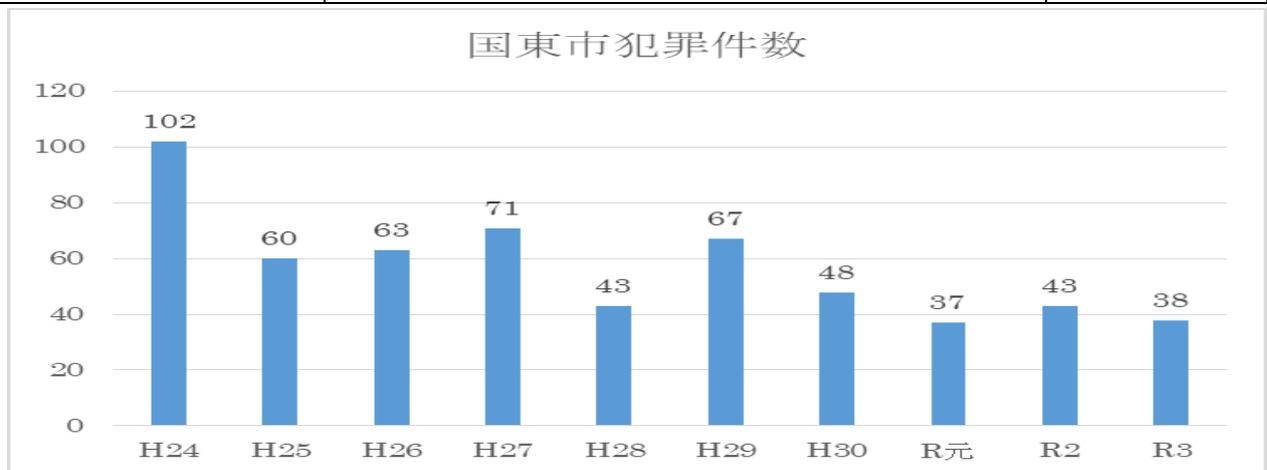
#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 非行防止や犯罪予防啓発のために「社会を明るくする運動」を推進します。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援します。
- 犯罪や非行をした人たちが再犯に至らないために協力雇用主を地域で支援します。
- 犯罪被害者が、社会から孤立することがないように、寄り添い支えていきます。

#### 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
就労・住居の確保等	ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。 また、生活困窮者相談窓口において、安定した生活や住居の確保に向けた相談支援を行います。	福祉課
学校等と連携した修学支援の実施等	小中学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。 各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。	福祉課 学校教育課
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	更生保護活動を行っている国東保護区保護司会、国東地区更正保護女性会等の連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。 保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報誌等による更生保護の啓発や保護司など民間ボランティア募集の呼びかけに対する協力を努めます。	福祉課

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がい者等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。	福祉課 医療保健課
公営住宅の提供	安定した居住環境を必要とする人に対し、大分県住宅供給公社等と協力しながら、市営・県営住宅の利用を促します。	まちづくり推進課
DV 及び虐待事案等への対応	配偶者やパートナー等からの暴力や虐待などで悩む人の相談に対応し、それぞれのケースに対応した支援を提供します。	福祉課
薬物乱用防止の啓発活動及び大麻・けし撲滅運動	薬物乱用防止活動を支援するために募金活動を行います。また、自生する大麻・けしの撲滅運動に取り組みます	環境衛生課
人権教育・啓発	人権が尊重される地域社会の実現のため、さまざまな学習機会を通じて、人権教育・啓発を行います。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館
生活福祉資金貸付金制度やフードバンク	低所得者の方などに対し、資金の貸付や食料の提供と相談支援を行い、在宅福祉の促進を図ります。	社会福祉協議会
防犯パトロール活動	自主防犯パトロール隊や防犯協会などと連携し子どもたちへの声掛けや登下校時の見守りを行います。また、青色回転灯を装備した車両にて地域の防犯パトロールを実施します。	総務課
犯罪被害者等支援事業	「国東市犯罪被害者等支援条例」に基づき犯罪被害者やその家族、遺族に対して見舞金を支給するなど適切な支援を継続して行います。また犯罪被害者等の各種相談に応じ必要な情報提供、助言を行います。	総務課
特殊詐欺等被害防止事業	高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入に対し補助を行います。また、防災行政無線などを用いて啓発活動を実施します。	総務課
安心して暮らせる地域づくり	安全・安心な地域づくりをめざし、市内の犯罪や交通事故を抑制するため、関係機関と連携し啓発活動などを実施します。	総務課



※件数は1月から12月までの数値となっています。(国東警察署資料)

## (4) ボランティア活動の推進

### 基本的な考え方

地域の中では、地域に根ざした活動を行っている団体や地域を越えた広い範囲で活動を展開している団体など、さまざまなボランティア団体がそれぞれに目的を持って活動しています。行政にはできない細やかな部分の支援を行うなど、少子高齢社会にあってボランティア団体は地域福祉を推進するうえで貴重な存在であるため、可能な限り活動を支援していくことが重要となります。

高齢者がそれまで培ってきた経験や知識を活かして、地域の活動やボランティア活動に積極的に参加していくことも期待されています。一方で、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加していることなどを背景に、ボランティア活動に対するニーズも高まるものと考えられます。地域の中でより一層のボランティア活動の拡充を図っていくため、専門的な知識を身につけながら、ボランティア活動に積極的に参加していきたいと考える人を育成していくことが必要です。

地域の中には、ボランティアを求める人とボランティアに興味がある、あるいは活動を行いたいと考える人がみられます。こうした動きに対応するために、ボランティア活動に関する情報提供やコーディネート機能を強化していく必要があります。

また、ボランティアを難しく考えたり、組織や形式的な形にとらわれる必要はなく、「まずは身近にできることから」「誰でもひとりでも簡単に始められます」など、ボランティア活動に対する意識のハードルを下げる啓発も必要です。

### 事業・取り組み

#### ① ボランティア活動の推進

---

## 事業・取り組み① 【ボランティア活動の推進】

ボランティアに関する情報の提供等を通じ、ボランティア団体やNPOに対しての支援や参加しやすい環境づくりを進めます。また、ボランティアの体験講座や養成講座などを開催し、人材の確保・育成を推進するとともに、ボランティアを求める声とボランティア活動をやりたいという声を結びつけるコーディネート機能の強化も図ります。

### (主な評価指標と目標)

評価指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
ボランティア養成講座の実施	未実施	年1回

#### 自助（私や家族ができること）

- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- ボランティア体験講座や養成講座へ積極的に参加します。

#### 共助（地域の中で取り組むこと）

- 地域の中で活動するボランティア団体やNPO法人と積極的な交流・協働を図ります。
- ボランティア団体間の交流を支援します。
- 地域の行事等を通じて、ボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- ボランティア活動への関心を高めるため懇談会を開催します。
- 各種団体の連携した活動を通じて、人材交流を行い、人材の育成・確保を図ります。
- ボランティア活動の中心となる人（リーダー）の育成を図ります。
- ボランティア活動の参加者拡大につながるよう、ボランティア養成講座を実施します。
- 地域の団体が主催するイベントの開催時に、広くボランティアを募る活動を展開します。
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図っていきます。

## 公助（行政が進めること）

具体的な取り組み・事業	内 容	担 当
ボランティア活動への支援	ボランティア団体・個人ボランティアを把握し、必要な情報を社協だよりやホームページなどを使って提供します。	社会福祉協議会
ボランティア活動に取り組む人材の育成	各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティア活動を身近なものに感じてもらい新たな人材を育成します。	社会福祉協議会
ボランティアコーディネート機能の強化	ボランティア活動の情報を集約し、社協だよりやホームページ、ケーブルテレビなどを活用しながら、市民への情報提供を行い、ボランティアを求める声とボランティア活動をやりたいという声を結びつけます。	社会福祉協議会

## 第 6 章 計画の推進・評価

---

- 1 協働による計画の推進
- 2 地域福祉推進体制の整備

## 1 協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い・助け合いの仕組みづくりを実現させるためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

### (1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、さらには地域行事やボランティア活動などの社会活動に積極的かつ主体的に参加することなどが求められています。

### (2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが期待されています。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携し情報を共有しながら、地域における多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動を開発・実践するなど、行政と協働して地域福祉の推進役を担うとともに、市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが期待されています。

---

#### (4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

## 2 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉の推進に向けた基本的な理念や地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と行政による重層的な支え合い、助け合いの仕組みづくりについて示しています。

今後も、具体的な施策・事業を進めていくには、本計画との連携により社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」において、身近な地域の状況や課題などを踏まえた具体的な取り組みが示され、公私協働によって地域福祉の機能充実が図られることとなります。

推進にあたっては、各年度において行政による施策や市民・関係団体の取り組みなど、計画の進捗状況の把握・点検を行い、必要に応じて見直しを行っていくものとします。また、その進捗状況の評価・点検を行う「計画策定委員会」を組織し、本計画に基づく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくよう努めます。



## 資料編

---

- 国東市地域福祉計画策定委員会規則
- 第4期 国東市地域福祉計画策定委員名簿
- 第4期 国東市地域福祉計画策定検討部会委員名簿
- 策定経過

---

## ○国東市地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国東市附属機関設置条例(平成19年国東市条例第2号)の規定に基づき、国東市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般市民

2 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(提携)

第8条 市は、国東市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## ○第4期 国東市地域福祉計画策定委員名簿

区分	所属団体等	役職等	氏名
学識経験者	民生委員児童委員連合会	会長	清原 正義
	国東市校長会	会長	渡邊 昌教
医療・保健・福祉関係者	国東市医師会	会長	菅 淳一
	社会福祉協議会	常務理事	厚田 信幸
	障害者自立支援協議会	会長	岩井 今朝信
	国東姫島介護支援専門員協議会	会長	河田 研吉
職域・住民組織団体の代表者	区長会	会長	富永 六男
	老人クラブ連合会	会長	畑 克明
	地域婦人団体連合会	会長	徳丸 由美子
	くにさき企業会	会長	萱島 進
関係行政機関の職員	医療保健課	課長	渡邊 康弘
	高齢者支援課	課長	田川 幸伸
	福祉課	課長	小田 美一
一般市民	商工会青年部	部長	田吹 聡
	国東こども園	保護者代表	小笠原 鮎美
	母親クラブ	会長	津留 富美

○第4期 国東市地域福祉計画策定検討部会委員名簿

課 名	職 名	氏 名
総務課	係 長	宇都宮 昭
政策企画課	係 長	高木 雄介
市民健康課	係 長	辻 まり子
医療保健課	保健師	吉田 美咲
人権啓発・部落差別解消推進課	係 長	片山 幹一
隣保館	館 長	尾立 加寿美
高齢者支援課	係 長	溝部 一晴
地域包括支援センター	主 幹	河野 千鶴
活力創生課	係 長	郷司 知義
学校教育課	係 長	石丸 理佐
社会教育課	係 長	郷司 康夫
社会福祉協議会	事務局長	矢野 高広
社会福祉協議会	課 長	徳部 勝吉
福祉課	係 長	野澤 正美
福祉課	係 長	大海 音江
福祉課	係 長	都留 啓一

福祉課 (事務局)	係 長	林 克彦
	主 幹	和田 洋子
	主 事	橘 卓弥

## ○第4期 国東市地域福祉計画策定経過

開催日	会議等
令和4年 8月 25日	第1回検討部会
9月 9日	アンケート調査依頼
11月 30日	第1回地域福祉計画策定委員会
12月 26日	第2回検討部会
令和5年 2月 1日	第3回検討部会
2月 9日	第2回地域福祉計画策定委員会
2月 24日	パブリックコメント
3月 3日	第4回検討部会
3月 15日	第3回地域福祉計画策定委員会（書面開催）



## 第 4 期 国東市地域福祉計画

---

発行年月 令和 5 年 3 月

発 行 大分県 国東市

編 集 国東市福祉課

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地



TEL 0978-72-5164 / FAX 0978-72-5171

URL <https://www.city.kunisaki.oita.jp>

---